

令和7年3月3日開会

# 令和7年第1回下妻市議会定例会議案

下 妻 市

## 令和7年第1回下妻市議会定例会議案目次

	頁
報告第1号	専決処分の報告について「損害賠償について」…………… 4
報告第2号	専決処分の報告について「損害賠償について」…………… 6
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起について」…………… 8
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて「令和6年度下妻市一般会計補正予算（第7号）について」…………… 11
議案第2号	下妻市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について…………… 23
議案第3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について… 27
議案第4号	下妻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について… 41
議案第5号	下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について…………… 44
議案第6号	下妻市職員の給与に関する条例等の一部改正について…………… 50
議案第7号	下妻市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について…………… 113
議案第8号	下妻市国民健康保険税条例の一部改正について…………… 117
議案第9号	下妻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について…………… 125
議案第10号	市道路線の認定について…………… 128
議案第11号	市道路線の廃止について…………… 131
議案第12号	令和6年度下妻市一般会計補正予算（第8号）について…………… 136
議案第13号	令和6年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 178

議案第14号	令和6年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について……………	187
議案第15号	令和6年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第2号）について……	195
議案第16号	令和6年度下妻市水道事業会計補正予算（第2号）について……………	206
議案第17号	令和6年度下妻市下水道事業会計補正予算（第2号）について……………	213
議案第18号	令和7年度下妻市一般会計予算について……………	別冊
議案第19号	令和7年度下妻市国民健康保険特別会計予算について……………	別冊
議案第20号	令和7年度下妻市後期高齢者医療特別会計予算について……………	別冊
議案第21号	令和7年度下妻市介護保険特別会計予算について……………	別冊
議案第22号	令和7年度下妻市介護サービス事業特別会計予算について……………	別冊
議案第23号	令和7年度下妻市水道事業会計予算について……………	別冊
議案第24号	令和7年度下妻市下水道事業会計予算について……………	別冊
議案第25号	令和7年度下妻市一般会計補正予算（第1号）について……………	222
議案第26号	下妻市教育委員会教育長の任命について……………	228
議案第27号	下妻市教育委員会委員の任命について……………	230
諮問第1号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて……………	232

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

### 報告理由

市有車の接触事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月23日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- |          |                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 件 名    | 接触事故による損害賠償                                                     |
| 2 事故発生日時 | 令和6年8月26日（月） 午後1時8分頃                                            |
| 3 事故発生場所 | 結城市下り松地内                                                        |
| 4 事故発生状況 | 市有車が信号機のない交差点で左右確認のため前進したところ、市有車の右前部が優先道路を走行していた相手方車両の左後部に接触した。 |
| 5 示談の内容  | 相手方の治療費等について、市が100%支払うことで示談する。                                  |
| 6 賠償支払額  | 39,141円                                                         |

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

### 報告理由

道路管理における事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月14日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- |          |                                                                          |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1 件 名    | 道路管理における損害賠償                                                             |
| 2 事故発生日時 | 令和6年11月20日（水） 午前8時00分頃                                                   |
| 3 事故発生場所 | 下妻市大木地内                                                                  |
| 4 事故発生状況 | 相手方が市道2663号線をバイクで走行中、当該市道沿いの市が管理する水路敷内に生えていた立木が倒れ、当該バイクの前面部分及び側面部分が損傷した。 |
| 5 示談の内容  | 相手方車両の修理費について、市が100%支払うことで示談する。                                          |
| 6 賠償支払額  | 150,000円                                                                 |

## 報告第3号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、訴えの提起について別記のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

### 報告理由

第三者行為による損害賠償請求権に基づいて行った支払督促の申立てに係る訴えの提起について、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

裁決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年1月23日

下妻市長 菊池 博

訴えの提起について（別記）

## 訴えの提起について

1 事件名 第三者行為に係る損害賠償請求事件

2 当事者 原告 下妻市  
被告 住所  
氏名

### 3 事件の内容

- (1) 令和5年5月5日、被告は、下妻市国民健康保険の被保険者に当該被保険者が運転していた車の中で身体を蹴るなどの暴行を加え、重傷を負わせた。
- (2) 市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第1項の規定により、保険給付の価額の限度において当該被保険者が被告に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、第三者行為損害賠償金として164万8,985円の請求を行った。
- (3) 被告は、その請求に対して定められた期日までに支払に応じなかったため、市は、令和6年11月18日に民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条第1項の規定に基づき、古河簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。
- (4) これに対し、被告から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時点に遡って水戸地方裁判所下妻支部に訴えの提起があったものとみなされたものである。

### 4 請求の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、金164万8,985円及びこれに対する令和6年7月26日から完済に至るまで年3%の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

### 5 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 本件の訴訟は、弁護士に委任する。
- (2) 市は、判決の結果必要があるときは、上訴することができるものとする。
- (3) 市は、必要があるときは、適当と認める条件で和解することができるものとする。

## 報告第4号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度下妻市一般会計補正予算（第7号）について別記のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

### 報告理由

物価高の影響を受ける低所得者世帯への追加的支援等を盛り込んだ国の令和6年度補正予算の成立を受け、住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金事業費を計上する令和6年度下妻市一般会計補正予算（第7号）について、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

裁決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年2月3日

下妻市長 菊池 博

令和6年度下妻市一般会計補正予算（第7号）について（別記）

令和 6 年度

# 下妻市補正予算書

一 般 会 計

# 目 次

一般会計補正予算	15
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	17
歳入	19
歳出	20
補正予算給与費明細書	21

令和6年度下妻市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度下妻市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,305千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,981,842千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月3日

下妻市長 菊池 博

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		3,555,765	117,305	3,673,070
	2. 国庫補助金	1,173,420	117,305	1,290,725
歳入合計		20,864,537	117,305	20,981,842

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		7,310,507	117,305	7,427,812
	1. 社会福祉費	3,992,660	117,305	4,109,965
歳出合計		20,864,537	117,305	20,981,842

下 妻 市 一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第7号）

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	5,918,521		5,918,521	28.2
2. 地 方 譲 与 税	250,800		250,800	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	2,135		2,135	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	26,662		26,662	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	31,303		31,303	0.1
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	115,700		115,700	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,070,000		1,070,000	5.1
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	33,000		33,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	103,093		103,093	0.5
10. 地 方 交 付 税	2,800,000		2,800,000	13.3
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,977		2,977	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	68,290		68,290	0.3
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	110,764		110,764	0.5
14. 国 庫 支 出 金	3,555,765	117,305	3,673,070	17.5
15. 県 支 出 金	1,531,896		1,531,896	7.3
16. 財 産 収 入	13,012		13,012	0.1
17. 寄 附 金	1,508,201		1,508,201	7.2
18. 繰 入 金	1,650,699		1,650,699	7.9
19. 繰 越 金	667,232		667,232	3.2
20. 諸 収 入	607,387		607,387	2.9
21. 市 債	797,100		797,100	3.8
歳 入 合 計	20,864,537	117,305	20,981,842	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	190,907		190,907	0.9
2. 総務費	4,268,242		4,268,242	20.3
3. 民生費	7,310,507	117,305	7,427,812	35.4
4. 衛生費	1,392,699		1,392,699	6.6
5. 労働費	29,611		29,611	0.1
6. 農業費	927,662		927,662	4.4
7. 商工費	376,856		376,856	1.8
8. 土木費	1,736,314		1,736,314	8.3
9. 消防費	746,916		746,916	3.6
10. 教育費	2,094,503		2,094,503	10.0
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,760,315		1,760,315	8.4
13. 予備費	30,000		30,000	0.2
歳出合計	20,864,537	117,305	20,981,842	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
117,305			
117,305			

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	800,806	117,305	918,111
計	1,173,420	117,305	1,290,725

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	117,305	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠等分）

3. 歳出  
(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 社会福祉 総務費	846,498	117,305	963,803	117,305		
計	3,992,660	117,305	4,109,965	117,305		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	1. 報酬	2,278	08 物価高騰支援給付金事業 117,305
			1 報酬 2,278
	3. 職員手当等	4,240	会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 4,240
	4. 共済費	401	時間外勤務手当
			4 共済費 401
	8. 旅費	76	社会保険料 231
			雇用保険料 37
	10. 需用費	446	市町村共済組合負担金(短期) 133
			8 旅費 76
	11. 役務費	963	会計年度任用職員費用弁償(通勤費)
			10 需用費 446
	12. 委託料	501	消耗品費 281
			印刷製本費 165
	19. 扶助費	108,400	11 役務費 963
			郵便料 527
			手数料 436
			12 委託料 501
			事務用機器保守点検委託料 61
			システム構築委託料 440
			19 扶助費 108,400
			物価高騰支援給付金 96,000
			子育て世帯加算給付金 12,400

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	( 258) 294	489,218	1,136,697	798,876
補 正 前	( 257) 294	486,940	1,136,697	794,636
比 較	( 1) 0	2,278	0	4,240

( )内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	14,497	299	33,060	81,562
	補 正 前	14,497	299	33,060	77,322
	比 較	0	0	0	4,240

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
2,424,791	492,566	2,917,357	171,095
2,418,273	492,165	2,910,438	171,095
6,518	401	6,919	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
345,300	290,335	18,843	48	13,468	1,464
345,300	290,335	18,843	48	13,468	1,464
0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	( 3 ) 294		1,136,697	634,933	1,771,630	372,165	2,143,795	171,095
補 正 前	( 3 ) 294		1,136,697	630,693	1,767,390	372,165	2,139,555	171,095
比 較	( 0 ) 0		0	4,240	4,240	0	4,240	0

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	14,497	299	33,060	81,562	256,542	215,150	18,843	48	13,468	1,464
	補 正 前	14,497	299	33,060	77,322	256,542	215,150	18,843	48	13,468	1,464
	比 較	0	0	0	4,240	0	0	0	0	0	0

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	( 255 )	489,218		163,943	653,161	120,401	773,562	
補 正 前	( 254 )	486,940		163,943	650,883	120,000	770,883	
比 較	( 1 )	2,278		0	2,278	401	2,679	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					88,758	75,185				
	補 正 前					88,758	75,185				
	比 較					0	0				

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分		
職 員 手 当	4,240	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	4,240	

## 議案第 2 号

下妻市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について

下妻市空き家等対策の推進に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

### 提案理由

空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）との重複する内容の規定を整理し、法に定めるもののほか、空き家等の適切な管理及び活用に関し必要な事項を定めることにより、空き家等の発生を予防するとともに空き家等に関する施策の推進を図るため、条例の全部を改正するものである。

## 下妻市条例第 号

### 下妻市空家等対策の推進に関する条例

下妻市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年下妻市条例第2号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理及び活用に関し必要な事項を定めることにより、空家等の発生を予防するとともに空家等に関する施策の推進を図り、もって市民の安全で安心な生活の確保と地域の振興に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「所有者等」とは、法第5条に規定する空家等の所有者又は管理者をいう。

3 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在する者又は市内において事業若しくは活動を行う法人その他の団体をいう。

#### （当事者間における解決の原則）

第3条 空家等に関し生じる紛争は、当該紛争の当事者間において、解決を図るものとする。

#### （市の責務）

第4条 市は、法第7条第1項に規定する空家等対策計画を策定し、当該計画に基づく空家等に関する施策を実施し、及び空家等に関し必要な措置を適切に講ずるものとする。

2 市は、空家等及び空家等の跡地の活用を促進するため、情報の提供その他必要な対策を講ずるものとする。

#### （空家等の所有者等の責務）

第5条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 所有者等は、自ら利用する見込みがない空家等を賃貸、譲渡その他の方法により有効に活用するよう努めるものとする。

#### （市民等の役割）

第6条 市民等は、空家等が及ぼす生活環境への影響について理解を深め、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、適切に管理が行われていない空家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

(空家等の発生の予防)

第7条 建築物を所有し、又は管理する者は、当該建築物の老朽化、未登記その他将来において空家等の発生の原因となるおそれのある事実があるときは、当該建築物が空家等にならないよう、当該建築物の改修、登記その他の空家等の発生を予防するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(軽微な措置)

第8条 市長は、空家等について、防犯上、防災上又は生活環境の保全上の支障を軽減することができることを認めるときは、開放されている窓の閉鎖、立入禁止のための措置その他の軽微な措置を講ずることができる。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空家等がそのまま放置されると地域住民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあり、緊急を要すると認めるときは、被害の発生又は拡大を防止するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講じ、又は委任した者に講じさせることができる。

2 市長は、前項の規定により緊急安全措置を講ずるときは、あらかじめ当該空家等の所有者等の同意を得るものとする。ただし、当該所有者等の同意を得る時間的余裕がないと認める場合、当該所有者等を確認することができない場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該所有者等を確認することができない場合は、その内容を公告することをもってこれに代えることができる。

4 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、空家等に関する施策の実施のために必要があると認めるときは、消防、

警察その他関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

### 提案理由

懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とする刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行に伴い、当該用語を使用している規定の整理を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(下妻市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 下妻市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年下妻市条例第9号)第52条から第54条まで
- (2) 下妻市行政不服審査法施行条例(令和2年下妻市条例第1号)第16条
- (3) 下妻市個人情報保護法施行条例(令和5年下妻市条例第1号)付則第3条第4項及び第5項
- (4) 下妻市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成16年下妻市条例第26号)第15条
- (5) 下妻市土採取事業規制条例(昭和62年下妻市条例第13号)第21条及び第22条

(下妻市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 下妻市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年下妻市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(下妻市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号)第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 下妻市営住宅管理条例(平成9年下妻市条例第18号)第13条第3項第6号
- (3) 下妻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年下妻市条例第55号)第4条第1号

(下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第4条 下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成29年下妻市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第6号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(下妻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 下妻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年下妻市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（下妻市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の

下妻市職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

## 【第1条第1号関係】

## 下妻市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

## 【第1条第2号関係】

## 下妻市行政不服審査法施行条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(罰則)</p> <p>第16条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第16条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

現 行	改 正
<p>付 則 (経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>付 則 (経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

## 【第1条第4号関係】

## 下妻市情報公開・個人情報保護審査会設置条例新旧対照表

現 行	改 正
第15条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第15条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

## 【第1条第5号関係】

## 下妻市土採取事業規制条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(罰則)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

## 【第2条関係】

## 下妻市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>禁こ</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失による事故又は通勤途中の過失による交通事故に係るものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失による事故又は通勤途中の過失による交通事故に係るものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>

【第3条第1号関係】

下妻市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<b>禁錮</b>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<b>拘禁刑</b>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手</p>

現 行	改 正
<p>続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6～8 略</p>	<p>続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6～8 略</p>

## 【第3条第2号関係】

## 下妻市営住宅管理条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(連帯保証人)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者は、連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、遅滞なく、市長の承認を受けて、連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <b>禁錮</b>以上の刑に処されたとき。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者は、連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、遅滞なく、市長の承認を受けて、連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <b>拘禁刑</b>以上の刑に処されたとき。</p> <p>4～6 略</p>

## 【第3条第3号関係】

## 下妻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <b>禁錮</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略</p>

## 【第4条関係】

## 下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(許可の基準)</p> <p>第8条 市長は、前条第1項又は第12条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>エ～シ 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第8条 市長は、前条第1項又は第12条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>エ～シ 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

## 【第5条関係】

## 下妻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <b>禁固</b> 以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <b>拘禁刑</b> 以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 略</p>

議案第 4 号

下妻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

下妻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

下妻市条例第 号

下妻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 法第58条の2第1項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について、毎年7月末日までに行うものとする。

- (1) 任免及び職員数に関する状況
- (2) 人事評価の状況
- (3) 給与の状況
- (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 休業に関する状況
- (6) 分限及び懲戒処分の状況
- (7) サービスの状況
- (8) 退職管理の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他市長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第3条 法第58条の2第2項の規定による報告は、次に掲げる事項について、毎年7月末日までに行うものとする。

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表)

第4条 法第58条の2第3項の規定による公表は、次に掲げる方法により、毎年9月末日までに行うものとする。

(1) 市のウェブサイトに掲載する方法

(2) その他市長が必要と認める方法

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

育児又は介護により時間外勤務が制限される職員の範囲を拡大するほか、職員の仕事と介護の両立を支援する制度に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和7年下妻市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、市規則で定めるところによ</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u>  <u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、市規則で定めるところによ</u></p>

現 行	改 正
<p>り、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>り、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕</u></p>

現 行	改 正
	<p><u>事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>

議案第6号

下妻市職員の給与に関する条例等の一部改正について

下妻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準拠し、職員、任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給割合並びに市長等の期末手当の支給割合を改定するほか、扶養手当の見直し、職員等に対する地域手当の新設など、所要の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(下妻市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の68.75」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）  
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					
101		301,600	349,800					
102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					
104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					

	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 下妻市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第6条第5項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」を削る。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第11条を次のように改める。

(地域手当)

第11条 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

第12条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加え、「定めるもの。」を「定めるもの」に改める。

第12条の3第1項第1号中「のため交通機関」の次に「又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)」を、「運賃」の次に「又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)」を加え、同条第2項第1号中「以下この号において「運賃相当額」という。)」を「次項において「運賃等相当額」という。」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1カ月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を

乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の4第3項中「次の各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)」を削り、同項各号を削る。

第16条中「第15条」を「前条」に改め、「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第17条の3第2項中「、第10条、第11条及び第12条の2」を「及び第10条」に改め、同条第3項を削る。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは、「100分の70」に改め、同条第4項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「除して得た額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第19条第2項第1号中「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給

する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改め、同条第3項中「得た額)」の次に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第20条中「扶養手当」を「地域手当」に改める。

第22条第2項及び第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第4項中「及び」を「、地域手当及び」に改め、同条第5項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第11級の部及び2級の部中「職務の複雑、困難及び責任の度が前号」を「前項」に改める。

別表第1中「

3級	1 係長の職務 2 主幹の職務 3 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの
4級	1 課長補佐の職務 2 室長の職務 3 相当の知識又は経験を必要とする係長の職務 4 主査の職務 5 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの
5級	1 課長の職務 2 副参事の職務 3 相当の知識又は経験を必要とする課長補佐の職務 4 相当の知識又は経験を必要とする室長の職務 5 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの

」を「

3級	1 主幹の職務
----	---------

	2 前項に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの
4 級	1 係長の職務 2 主査の職務 3 前2項に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの
5 級	1 課長補佐の職務 2 室長の職務 3 前2項に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの

」に改め、同表6級の部中「相当の知識又は経験を必要とする」を削り、「職務の複雑、困難及び責任の度が前3号」を「前3項」に改め、同表7級の部中「職務の複雑、困難及び責任の度が前2号」を「前2項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）  
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
	86	256,000	297,100	346,000			
	87	256,300	297,400	346,400			
	88	256,600	297,700	346,800			
	89	256,900	298,000	347,000			
	90	257,200	298,300	347,400			
	91	257,500	298,600	347,800			
	92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				

	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再 任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年下妻市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	給料月額(円)
1級	183,500
2級	230,000
3級	261,300
4級	287,300
5級	309,800
6級	335,000
7級	373,400

第9条第2項中「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第9条第1項中「第11条まで、」を「第10条まで及び」に改め、「及び第19条」を削り、同条第2項中「及び同条第5項」の次に「並びに第19条第2項第1号」を加え、「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.

5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」に改め、「職員」と」の次に「、給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と」を加える。

第10条第2項中「第11条及び第12条の2」を「第12条の2及び第12条の4」に改める。

(下妻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 下妻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年下妻市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の3中「100分の170」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第6条 下妻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の3中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

(下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年下妻市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）  
会計年度任用職員給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400

63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700
71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

第8条 下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第8条の2を第8条の3とし、第8条を第8条の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第8条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第14条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第21条第1項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

第21条の2第1項中「それぞれの」を「それぞれその」に改め、「得た額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第25条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

(下妻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 下妻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和55年下妻市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第3条第1項の表中「

扶養手当	給与条例第10条、第11条、第17条の3
------	----------------------

」を「

扶養手当	給与条例第10条、第17条の3
地域手当	給与条例第11条

」に改め、同表住居手当の項及び単身赴任手当の項中「、第17条の3」を削る。

第4条第1項第2号中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第10条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年下妻市条例第15号)の一部を次のように改正する。

付則第2条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

付則第4条第6項中「付則第4条第1項」を「附則第4条第1項」に、「付則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

付則第4条第7項中「、第10条、第11条並びに第12条の2」を「並びに第10条」に改める。

#### 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条から第10条までの規定並びに付則第4項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の下妻市職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の下妻市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員給与等条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与等条例又は改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の下妻市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前の下妻市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例又は第7条の規定による改正前の下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与等条例又は改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において下妻市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であっ

たものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第2項中

「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、

同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（地域手当に関する経過措置）

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条改正後給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

- 8 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条改正後給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 9 第2条改正後給与条例第12条の4第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（市規則への委任）

- 10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付則別表 号給の切替表（付則第4項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10

27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40

5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		

8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				
1 0 0	9 6				
1 0 1	9 7				
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

## 【第1条関係】

## 下妻市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の122.5_____を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と_____する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と</u>する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した</p>

現 行	改 正
<p>日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に_____100分の102.5_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の48.75_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

現 行

別表第2（第5条関係）  
行政職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400

改 正

別表第2（第5条関係）  
行政職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500

現 行									改 正								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			

現 行								改 正							
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>		77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>		78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>		79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>		80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>		81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>		82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>		83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>		84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>		85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>			86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>			87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>			88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>			89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>			90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>			91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>			92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>			93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>					94		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>				
95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>					95		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>				
96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>					96		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>				
97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>					97		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>				
98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					98		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>				
99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>					99		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>				
100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>					100		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>				
101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>					101		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>				
102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>					102		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>				
103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>					103		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>				
104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>					104		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>				
105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>					105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>				
106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>					106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>				
107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>					107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>				
108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>					108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>				
109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>					109		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>				
110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>					110		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>				
111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>					111		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>				
112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>					112		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>				
113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>					113		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>				
114		<u>302,000</u>						114		<u>305,300</u>					
115		<u>302,300</u>						115		<u>305,600</u>					
116		<u>302,700</u>						116		<u>306,000</u>					

現 行									改 正									
	117		<u>302,900</u>							117		<u>306,200</u>						
	118		<u>303,100</u>							118		<u>306,400</u>						
	119		<u>303,400</u>							119		<u>306,700</u>						
	120		<u>303,700</u>							120		<u>307,000</u>						
	121		<u>304,100</u>							121		<u>307,400</u>						
	122		<u>304,300</u>							122		<u>307,600</u>						
	123		<u>304,600</u>							123		<u>307,900</u>						
	124		<u>304,900</u>							124		<u>308,200</u>						
	125		<u>305,200</u>							125		<u>308,500</u>						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額			基準給料月額	基準給料月額												
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>			<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									

## 【第2条関係】

## 下妻市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年下妻市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か、及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員で<u>その職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給</u>)とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～9 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年下妻市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か、及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給_____とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～9 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 略</p>



現 行	改 正
<p>(1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</u></p> <p>2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u></p> <p>3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前</u></p>	<p><u>額に100分の4を乗じて得た額とする。</u></p>

現 行	改 正
<p><u>項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p><u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p><u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p><u>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第12条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で<u>定めるもの。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第12条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で<u>定めるもの</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>

現 行	改 正
<p>(1) 通勤(職員が勤務のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関____ ____を利用して、その運賃____ ____を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。この場合、通常経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「<u>運賃相当額</u>」という。)。ただし、<u>運賃相当額を支給単位期間で除して得た額(以下この号及び第3号において「1カ月当たりの運賃相当額」という。)</u>が<u>55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間の</u></p>	<p>(1) 通勤(職員が勤務のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関<u>又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)</u>を利用して、その運賃<u>又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)</u>を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。この場合、通常経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>次項において「運賃等相当額」という。)</u>_____</p>

現 行	改 正
<p><u>うち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額<u>(1カ月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>3～6</u> 略 (単身赴任手当) 第12条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員と</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額_____</p> <p>_____、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>4～7</u> 略 (単身赴任手当) 第12条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u></p>

現 行	改 正
<p>なり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>(1) <u>国又は他の地方公共団体の一般職に属する職員</u></p> <p>(2) <u>地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等その他その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち市規則で定めるものに使用される者(役員及び非常勤の者を除く。)</u></p> <p>4 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額_____に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤</p>	<p>_____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員_____</p> <p>_____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第12条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤</p>

現 行	改 正
<p>務時間条例第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して市規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第17条の2 第9条の2第1項の規定に基づく市規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として市規則で定める職員(以下この条において「特定管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、</p>	<p>務時間条例第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して市規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第17条の2 第9条の2第1項の規定に基づく市規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として市規則で定める職員(以下この条において「特定管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の_____午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額_____とする。</p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;"><u>その額に100分の150を乗じて得た額</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 第6条第2項から第9項まで、<u>第10条、第11条及び第12条の2</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p><u>3 第10条、第11条、第12条の2及び第12条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)におい</p>	<p style="text-align: center;">_____</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 第6条第2項から第9項まで<u>及び第10条</u> _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u> _____」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)におい</p>

現 行	改 正
<p>て職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額_____の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)_____に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基準額とする。</p> <p>6 略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月</p>	<p>て職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額<u>並びにこれらに対する地域手当の月額</u>の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基準額とする。</p> <p>6 略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月</p>

現 行	改 正
<p>額 _____ を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額) _____ とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(手当等の支払方法)</p> <p>第20条 管理職手当、<u>扶養手当</u>、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当 _____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p>	<p>額及びこれに対する<u>地域手当の月額</u>の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(手当等の支払方法)</p> <p>第20条 管理職手当、<u>地域手当</u>、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p>

現 行	改 正												
<p>3 職員が、前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当<u>及び</u>_____住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 職員が法第27条第2項の規定に基づく休職の事由に関する条例で定める場合の1に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、市規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>6～8 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="215 1062 1084 1396"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1 主事の職務 2 <u>職務の複雑、困難及び責任の度が前号</u>に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1 相当の知識又は経験を必要とする主事の職務 2 <u>職務の複雑、困難及び責任の度が前号</u>に掲げる職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	1 主事の職務 2 <u>職務の複雑、困難及び責任の度が前号</u> に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの	2級	1 相当の知識又は経験を必要とする主事の職務 2 <u>職務の複雑、困難及び責任の度が前号</u> に掲げる職務	<p>3 職員が、前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u><u>及び</u>住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 職員が法第27条第2項の規定に基づく休職の事由に関する条例で定める場合の1に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、市規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>6～8 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="1146 1062 2016 1396"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1 主事の職務 2 <u>前項</u>_____に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1 相当の知識又は経験を必要とする主事の職務 2 <u>前項</u>_____に掲げる職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	1 主事の職務 2 <u>前項</u> _____に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの	2級	1 相当の知識又は経験を必要とする主事の職務 2 <u>前項</u> _____に掲げる職務
職務の級	標準的な職務												
1級	1 主事の職務 2 <u>職務の複雑、困難及び責任の度が前号</u> に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの												
2級	1 相当の知識又は経験を必要とする主事の職務 2 <u>職務の複雑、困難及び責任の度が前号</u> に掲げる職務												
職務の級	標準的な職務												
1級	1 主事の職務 2 <u>前項</u> _____に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの												
2級	1 相当の知識又は経験を必要とする主事の職務 2 <u>前項</u> _____に掲げる職務												

現 行		改 正	
	と同程度の職務で市規則に定めるもの		と同程度の職務で市規則に定めるもの
3級	<u>1 係長の職務</u> <u>2 主幹の職務</u> <u>3 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号</u> に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの	3級	- _____ <u>1 主幹の職務</u> <u>2 前項</u> _____に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの
4級	<u>1 課長補佐の職務</u> <u>2 室長の職務</u> <u>3 相当の知識又は経験を必要とする</u> 係長の職務 <u>4 主査の職務</u> <u>5 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号</u> に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの	4級	- _____ - _____ <u>1</u> _____係長の職務 <u>2 主査の職務</u> <u>3 前2項</u> _____に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの
5級	<u>1 課長の職務</u> <u>2 副参事の職務</u> <u>3 相当の知識又は経験を必要とする</u> 課長補佐の職務 <u>4 相当の知識又は経験を必要とする</u> 室長の職務 <u>5 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号</u> に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの	5級	- _____ - _____ <u>1</u> _____課長補佐の職務 <u>2</u> _____室長の職務 <u>3 前2項</u> _____に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの
6級	1 次長の職務 <u>2 相当の知識又は経験を必要とする</u> 課長の職務 <u>3 相当の知識又は経験を必要とする</u> 副参事の職務 <u>4 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号</u> に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの	6級	1 次長の職務 2 _____課長の職務 3 _____副参事の職務 4 <u>前3項</u> _____に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの
7級	1 部長の職務	7級	1 部長の職務

現 行		改 正	
2	参事の職務	2	参事の職務
3	<u>職務の複雑、困難及び責任の度が前2号</u> に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの	3	<u>前2項</u> _____ に掲げる職務と同程度の職務で市規則に定めるもの

現 行

別表第2（第5条関係）  
行政職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>
	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>
	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>
	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>
	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>
	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>
	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>
	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>
	10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>
	11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>
	12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>
	13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>
	14	202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>
	15	204,400	249,800	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>
	16	206,100	251,000	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>
	17	207,400	252,100	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>
	18	209,000	253,200	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>
	19	210,600	254,300	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>
	20	212,100	255,400	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>
	21	213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>
	22	215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>
	23	216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>
	24	218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>
	25	220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>
	26	221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>
	27	223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>
	28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>
	29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>
	30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>
	31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>
	32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>
	33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>
	34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>
	35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>
	36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>

改 正

別表第2（第5条関係）  
行政職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>
	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>
	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>
	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>
	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>
	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>
	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>
	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>
	10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>
	11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>
	12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>
	13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>
	14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>
	15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>
	16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>
	17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>
	18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>
	19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>
	20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>
	21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>
	22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>
	23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>
	24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>
	25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>
	26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
	27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
	28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
	29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
	30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
	31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
	32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
	33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
	34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
	35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
	36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>

現 行										改 正									
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>		37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>		
	38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>		38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>		
	39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>		39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>		
	40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>		40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>		
	41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>		41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>		
	42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>		42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>		
	43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>		43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>		
	44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>		44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>		
	45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>		45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>		
	46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>		46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>			
	47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>		47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>			
	48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>		48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>			
	49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>		49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>			
	50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>		50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>			
	51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>		51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>			
	52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>		52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>			
	53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>		53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>			
	54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>		54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>			
	55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>		55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>			
	56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>		56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>			
	57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>		57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>			
	58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>		58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>			
	59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>		59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>			
	60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>		60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>			
	61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>		61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>			
	62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>			62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>			
63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>			63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>				
64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>			64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>				
65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>			65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>				
66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>			66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>				
67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>			67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>				
68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>			68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>				
69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>			69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>				
70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>			70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>				
71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>			71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>				
72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>			72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>				
73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>			73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>				
74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>			74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>					
75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>			75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>					
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>			76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>					

現 行								改 正							
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>		77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>		
78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>		78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>		79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>		80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>		81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>		82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>		83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>		84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>		85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			86	256,000	297,100	<u>346,000</u>				
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			87	256,300	297,400	<u>346,400</u>				
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			88	256,600	297,700	<u>346,800</u>				
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			89	256,900	298,000	<u>347,000</u>				
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			90	257,200	298,300	<u>347,400</u>				
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			91	257,500	298,600	<u>347,800</u>				
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			92	257,800	299,000	<u>348,200</u>				
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			93	258,100	299,200	<u>348,400</u>				
94		299,400	<u>347,400</u>					94		299,400	<u>348,800</u>				
95		299,700	<u>347,800</u>					95		299,700	<u>349,200</u>				
96		300,100	<u>348,200</u>					96		300,100	<u>349,500</u>				
97		300,300	<u>348,400</u>					97		300,300	<u>349,800</u>				
98		300,600	<u>348,800</u>					98		300,600	<u>350,200</u>				
99		301,000	<u>349,200</u>					99		301,000	<u>350,600</u>				
100		301,400	<u>349,500</u>					100		301,400	<u>351,000</u>				
101		301,600	<u>349,800</u>					101		301,600	<u>351,500</u>				
102		301,900	<u>350,200</u>					102		301,900	<u>351,900</u>				
103		302,200	<u>350,600</u>					103		302,200	<u>352,300</u>				
104		302,500	<u>351,000</u>					104		302,500	<u>352,700</u>				
105		302,700	<u>351,500</u>					105		302,700	<u>353,200</u>				
106		303,000	<u>351,900</u>					106		303,000	<u>353,600</u>				
107		303,300	<u>352,300</u>					107		303,300	<u>353,900</u>				
108		303,600	<u>352,700</u>					108		303,600	<u>354,200</u>				
109		303,800	<u>353,200</u>					109		303,800	<u>354,700</u>				
110		304,200	<u>353,600</u>					110		304,200					
111		304,600	<u>353,900</u>					111		304,600					
112		304,900	<u>354,200</u>					112		304,900					
113		305,100	<u>354,700</u>					113		305,100					
114		305,300						114		305,300					
115		305,600						115		305,600					
116		306,000						116		306,000					

現 行									改 正									
	117		306,200							117		306,200						
	118		306,400							118		306,400						
	119		306,700							119		306,700						
	120		307,000							120		307,000						
	121		307,400							121		307,400						
	122		307,600							122		307,600						
	123		307,900							123		307,900						
	124		308,200							124		308,200						
	125		308,500							125		308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額			基準給料月額	基準給料月額												
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									

## 【第3条関係】

## 下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正																																
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																																
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3</u></td><td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>4</u></td><td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>5</u></td><td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>6</u></td><td style="text-align: right;"><u>718,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>7</u></td><td style="text-align: right;"><u>839,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	<u>1</u>	<u>380,000</u>	<u>2</u>	<u>427,000</u>	<u>3</u>	<u>477,000</u>	<u>4</u>	<u>539,000</u>	<u>5</u>	<u>615,000</u>	<u>6</u>	<u>718,000</u>	<u>7</u>	<u>839,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: right;"><u>392,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: right;"><u>440,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3</u></td><td style="text-align: right;"><u>492,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>4</u></td><td style="text-align: right;"><u>555,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>5</u></td><td style="text-align: right;"><u>634,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>6</u></td><td style="text-align: right;"><u>740,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>7</u></td><td style="text-align: right;"><u>864,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	<u>1</u>	<u>392,000</u>	<u>2</u>	<u>440,000</u>	<u>3</u>	<u>492,000</u>	<u>4</u>	<u>555,000</u>	<u>5</u>	<u>634,000</u>	<u>6</u>	<u>740,000</u>	<u>7</u>	<u>864,000</u>
号給	給料月額(円)																																
<u>1</u>	<u>380,000</u>																																
<u>2</u>	<u>427,000</u>																																
<u>3</u>	<u>477,000</u>																																
<u>4</u>	<u>539,000</u>																																
<u>5</u>	<u>615,000</u>																																
<u>6</u>	<u>718,000</u>																																
<u>7</u>	<u>839,000</u>																																
号給	給料月額(円)																																
<u>1</u>	<u>392,000</u>																																
<u>2</u>	<u>440,000</u>																																
<u>3</u>	<u>492,000</u>																																
<u>4</u>	<u>555,000</u>																																
<u>5</u>	<u>634,000</u>																																
<u>6</u>	<u>740,000</u>																																
<u>7</u>	<u>864,000</u>																																
2～4 略	2～4 略																																
第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。	第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1級</u></td><td style="text-align: right;"><u>162,100</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2級</u></td><td style="text-align: right;"><u>208,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3級</u></td><td style="text-align: right;"><u>240,900</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>4級</u></td><td style="text-align: right;"><u>271,600</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>5級</u></td><td style="text-align: right;"><u>295,400</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>6級</u></td><td style="text-align: right;"><u>323,100</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>7級</u></td><td style="text-align: right;"><u>365,500</u></td></tr> </tbody> </table>	職務の級	給料月額(円)	<u>1級</u>	<u>162,100</u>	<u>2級</u>	<u>208,000</u>	<u>3級</u>	<u>240,900</u>	<u>4級</u>	<u>271,600</u>	<u>5級</u>	<u>295,400</u>	<u>6級</u>	<u>323,100</u>	<u>7級</u>	<u>365,500</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1級</u></td><td style="text-align: right;"><u>183,500</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2級</u></td><td style="text-align: right;"><u>230,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3級</u></td><td style="text-align: right;"><u>261,300</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>4級</u></td><td style="text-align: right;"><u>287,300</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>5級</u></td><td style="text-align: right;"><u>309,800</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>6級</u></td><td style="text-align: right;"><u>335,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>7級</u></td><td style="text-align: right;"><u>373,400</u></td></tr> </tbody> </table>	職務の級	給料月額(円)	<u>1級</u>	<u>183,500</u>	<u>2級</u>	<u>230,000</u>	<u>3級</u>	<u>261,300</u>	<u>4級</u>	<u>287,300</u>	<u>5級</u>	<u>309,800</u>	<u>6級</u>	<u>335,000</u>	<u>7級</u>	<u>373,400</u>
職務の級	給料月額(円)																																
<u>1級</u>	<u>162,100</u>																																
<u>2級</u>	<u>208,000</u>																																
<u>3級</u>	<u>240,900</u>																																
<u>4級</u>	<u>271,600</u>																																
<u>5級</u>	<u>295,400</u>																																
<u>6級</u>	<u>323,100</u>																																
<u>7級</u>	<u>365,500</u>																																
職務の級	給料月額(円)																																
<u>1級</u>	<u>183,500</u>																																
<u>2級</u>	<u>230,000</u>																																
<u>3級</u>	<u>261,300</u>																																
<u>4級</u>	<u>287,300</u>																																
<u>5級</u>	<u>309,800</u>																																
<u>6級</u>	<u>335,000</u>																																
<u>7級</u>	<u>373,400</u>																																

現 行	改 正
<p>2 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第1項、第18条第2項及び同条第5項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年下妻市条例第16号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「市規則で定める職員(」とあるのは「市規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、給与条例第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と_____、同条第5項中「3級以上であるもの」とあるのは「3級以上であるもの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。</p>	<p>2 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第1項、第18条第2項及び同条第5項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年下妻市条例第16号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「市規則で定める職員(」とあるのは「市規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、給与条例第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と</u>、同条第5項中「3級以上であるもの」とあるのは「3級以上であるもの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。</p>

【第4条関係】

下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号。以下「給与条例」という。)第4条から第6条まで、第9条から<u>第11条まで、第12条の2及び第19条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第1項、第18条第2項及び同条第5項_____の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年下妻市条例第16号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「市規則で定める職員(」とあるのは「市規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第18条第2項中「<u>100分の</u></p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項</u>の規定による号給の決定_____は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号。以下「給与条例」という。)第4条から第6条まで、第9条から<u>第10条まで及び第12条の2</u>_____の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第1項、第18条第2項及び同条第5項<u>並びに第19条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年下妻市条例第16号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「市規則で定める職員(」とあるのは「市規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第18条第2項中「<u>100分の</u></p>

現 行	改 正
<p><u>122.5</u>とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「3級以上であるもの」とあるのは「3級以上であるもの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と_____する。</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、給与条例第10条、<u>第11条及び第12条の2</u>の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>3 略</p>	<p><u>125</u>とあるのは「<u>100分の95</u>」と、同条第5項中「3級以上であるもの」とあるのは「3級以上であるもの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、<u>給与条例第19条第2項第1号中「100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、給与条例第10条、<u>第12条の2及び第12条の4</u>の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>3 略</p>

## 【第5条関係】

## 下妻市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(市長等の給与)</p> <p>第3条の3 市長等の期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第3条の3 市長等の期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<b>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と</b>し、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

## 【第6条関係】

## 下妻市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(市長等の給与)</p> <p>第3条の3 市長等の期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<b>100分の122.5</b>とあるのは「100分の170」と、<b>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と</b>し、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第3条の3 市長等の期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<b>100分の125</b>とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

## 【第7条関係】

## 下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行			改 正		
別表第1（第4条関係） 会計年度任用職員給料表			別表第1（第4条関係） 会計年度任用職員給料表		
職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
	円	円		円	円
1	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>	1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>
2	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>	2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>
3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>	3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>
4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>	4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>
5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>
6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>
7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>
8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>
9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>
10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>
11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>
12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>
13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>
14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>
15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>
16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>
17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>
18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>
19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>
20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>
21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>
22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>

現 行			改 正		
29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>
30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>
32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>
48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>
49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>
50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>
51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>
52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>
53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>
54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>
55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>
56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>

現 行			改 正		
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>
94		<u>295,900</u>	94		<u>299,400</u>
95		<u>296,200</u>	95		<u>299,700</u>
96		<u>296,600</u>	96		<u>300,100</u>

現 行			改 正		
97		<u>296,800</u>	97		<u>300,300</u>
98		<u>297,100</u>	98		<u>300,600</u>
99		<u>297,500</u>	99		<u>301,000</u>
100		<u>297,900</u>	100		<u>301,400</u>
101		<u>298,100</u>	101		<u>301,600</u>
102		<u>298,400</u>	102		<u>301,900</u>
103		<u>298,800</u>	103		<u>302,200</u>
104		<u>299,100</u>	104		<u>302,500</u>
105		<u>299,300</u>	105		<u>302,700</u>
106		<u>299,600</u>	106		<u>303,000</u>
107		<u>300,000</u>	107		<u>303,300</u>
108		<u>300,300</u>	108		<u>303,600</u>
109		<u>300,500</u>	109		<u>303,800</u>
110		<u>300,900</u>	110		<u>304,200</u>
111		<u>301,300</u>	111		<u>304,600</u>
112		<u>301,600</u>	112		<u>304,900</u>
113		<u>301,800</u>	113		<u>305,100</u>
114		<u>302,000</u>	114		<u>305,300</u>
115		<u>302,300</u>	115		<u>305,600</u>
116		<u>302,700</u>	116		<u>306,000</u>
117		<u>302,900</u>	117		<u>306,200</u>
118		<u>303,100</u>	118		<u>306,400</u>
119		<u>303,400</u>	119		<u>306,700</u>
120		<u>303,700</u>	120		<u>307,000</u>
121		<u>304,100</u>	121		<u>307,400</u>
122		<u>304,300</u>	122		<u>307,600</u>
123		<u>304,600</u>	123		<u>307,900</u>
124		<u>304,900</u>	124		<u>308,200</u>
125		<u>305,200</u>	125		<u>308,500</u>

## 【第8条関係】

## 下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料_____、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p><b>第8条・第8条の2</b> 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第14条 第9条において準用する給与条例第13条、第10条において準用する給与条例第14条及び第11条において準用する給与条例第15条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額_____に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年下妻市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、<b>地域手当</b>、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p><b>(地域手当)</b></p> <p><b>第8条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</b></p> <p><b>第8条の2・第8条の3</b> 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第14条 第9条において準用する給与条例第13条、第10条において準用する給与条例第14条及び第11条において準用する給与条例第15条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額<b>及びこれに対する地域手当の月額合計額</b>に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年下妻市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p>

現 行	改 正
<p>第21条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額_____の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略 (勤勉手当)</p> <p>第21条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>それぞれの</u> 基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)_____」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年</p>	<p>第21条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額<u>並びにこれらに対する地域手当の月額</u>の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略 (勤勉手当)</p> <p>第21条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>それぞれその</u>基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年</p>

現 行	改 正
<p>度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略 (通勤に係る費用弁償)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第12条の3第2項から第6項までの規定により支給する通勤手当の例による。</p>	<p>度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略 (通勤に係る費用弁償)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第12条の3第2項から第7項までの規定により支給する通勤手当の例による。</p>

## 【第9条関係】

## 下妻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現 行		改 正	
(給与の種類)		(給与の種類)	
第2条 略		第2条 略	
2 略		2 略	
3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当とする。		3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、 <b>地域手当</b> 、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当とする。	
(下妻市職員の給与に関する条例の準用)		(下妻市職員の給与に関する条例の準用)	
第3条 企業職員の給与は、一般職員の給与を基準とし、それぞれの給与の額の決定は、次表の左欄に掲げる給与について、当該右欄に掲げる規定を準用する。		第3条 企業職員の給与は、一般職員の給与を基準とし、それぞれの給与の額の決定は、次表の左欄に掲げる給与について、当該右欄に掲げる規定を準用する。	
給料	下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第12条、第16条、第16条の2	給料	下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第12条、第16条、第16条の2
管理職手当	給与条例第9条の2	管理職手当	給与条例第9条の2
扶養手当	給与条例第10条、 <b>第11条</b> 、第17条の3	扶養手当	給与条例第10条_____、第17条の3
住居手当	給与条例第12条の2、 <b>第17条の3</b>	<b>地域手当</b>	<b>給与条例第11条</b>
通勤手当	給与条例第12条の3	住居手当	給与条例第12条の2_____
単身赴任手当	給与条例第12条の4、 <b>第17条の3</b>	通勤手当	給与条例第12条の3
		単身赴任手当	給与条例第12条の4_____

現 行		改 正	
在宅勤務等手当	給与条例第12条の5	在宅勤務等手当	給与条例第12条の5
以下略		以下略	
<p>2 略</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第4条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料_____、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>2 略</p>		<p>2 略</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第4条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、<u>地域手当</u>、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>2 略</p>	

## 【第10条関係】

## 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>付 則 (定義)</p> <p>第2条 この付則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(4) 略 (下妻市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律</p>	<p>付 則 (定義)</p> <p>第2条 この付則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(4) 略 (下妻市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律</p>

現 行	改 正
<p>第63号)付則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法付則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法付則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 下妻市職員の給与に関する条例第6条第2項及び第5項から第9項まで、<u>第10条、第11条並びに第12条の2</u>並びに新給与条例第6条第3項及び第4項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 略</p>	<p>第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 下妻市職員の給与に関する条例第6条第2項及び第5項から第9項まで<u>並びに第10条</u>並びに新給与条例第6条第3項及び第4項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 略</p>

議案第7号

下妻市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

下妻市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

災害応急作業等に従事する職員に係る特殊勤務手当を新設するほか、手当の上限額の見直し等所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下妻市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年下妻市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「犬猫死体処理」を「動物死体処理」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第5条第2項中「1件につき8,000円」を「1回につき3,000円」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「犬猫死体処理」を「動物死体処理」に改め、同条第2項中「1件につき2,000円」を「1回につき1,000円」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当）

第7条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、応急対策又は災害復旧のための業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円を超えない範囲において市長が定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下妻市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(2) 植物防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(3) 行旅病死亡人または変死人の処理に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(4) <u>犬猫死体処理</u>に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(行旅病死亡人または変死人の処理に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 行旅病死亡人または変死人の処理に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が行旅病死亡人または変死人の処理に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>1件につき8,000円</u>を超えない範囲において市長が定める。</p> <p>(<u>犬猫死体処理</u>に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 <u>犬猫死体処理</u>に従事する職員の特殊勤務手当は、<u>犬猫死体処理</u>の作業に従事した職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>1件につき2,000円</u>を超えない範囲において市長が定める。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(2) 植物防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(3) 行旅病死亡人または変死人の処理に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(4) <u>動物死体処理</u>に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p><u>(5) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p>(行旅病死亡人または変死人の処理に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 行旅病死亡人または変死人の処理に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が行旅病死亡人または変死人の処理に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>1回につき3,000円</u>を超えない範囲において市長が定める。</p> <p>(<u>動物死体処理</u>に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 <u>動物死体処理</u>に従事する職員の特殊勤務手当は、<u>動物死体処理</u>の作業に従事した職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>1回につき1,000円</u>を超えない範囲において市長が定める。</p> <p><u>(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p>

現 行	改 正
<p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p><u>第7条</u> <u>災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、応急対策又は災害復旧のための業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円を超えない範囲において市長が定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

議案第8号

下妻市国民健康保険税条例の一部改正について

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

少子高齢化や社会保険の適用拡大による被保険者数の減少、医療給付費の高止まり等の影響により特別会計の財源不足が生じていることから、国民健康保険税率の見直しを行い、国民健康保険制度の安定的な財政運営を図るため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下妻市国民健康保険税条例（昭和41年下妻市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.2」を「100分の7.7」に改める。

第4条中「3万7,000円」を「4万6,000円」に改める。

第6条中「100分の1.7」を「100分の3.3」に改める。

第7条中「9,000円」を「1万4,000円」に改める。

第8条中「100分の1.6」を「100分の2.2」に改める。

第9条中「1万1,000円」を「1万5,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「2万5,900円」を「3万2,200円」に改め、同号イ中「6,300円」を「9,800円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「1万500円」に改め、同項第2号ア中「1万8,500円」を「2万3,000円」に改め、同号イ中「4,500円」を「7,000円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「7,500円」に改め、同項第3号ア中「7,400円」を「9,200円」に改め、同号イ中「1,800円」を「2,800円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「3,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,550円」を「6,900円」に改め、同号イ中「9,250円」を「1万1,500円」に改め、同号ウ中「1万4,800円」を「1万8,400円」に改め、同号エ中「1万8,500円」を「2万3,000円」に改め、同項第2号ア中「1,350円」を「2,100円」に改め、同号イ中「2,250円」を「3,500円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「5,600円」に改め、同号エ中「4,500円」を「7,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の下妻市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

下妻市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万7,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>4万6,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万4,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基</p>

現 行	改 正
<p>基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万1,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。</p>	<p>基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万5,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。</p>

現 行	改 正
<p>以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2万5,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,300円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,700円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等</p>	<p>以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3万2,200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>9,800円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1万500円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等</p>

現 行	改 正
<p>の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1万8,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,500円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等</p>	<p>の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2万3,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,000円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等</p>

現 行	改 正
<p>割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,400円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,800円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2,200円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,550円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万4,800円</u></p>	<p>割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>9,200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>2,800円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,000円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,900円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,500円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万8,400円</u></p>

現 行	改 正
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万8,500円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,350円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,500円</u></p> <p>3 略</p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万3,000円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,100円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,500円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,000円</u></p> <p>3 略</p>

## 議案第9号

下妻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

下妻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

### 提案理由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令346号）が改正され、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に支給する退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分が追加されたことから、同様の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例  
 下妻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年下妻市条例第  
 21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下妻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

下妻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現 行							改 正								
別表(第2条関係) 退職報償金支給額表							別表(第2条関係) 退職報償金支給額表								
階級	勤務年数						階級	勤務年数							
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上	
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000		
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000		
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000		
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000		
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000		
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000		

議案第10号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記調書のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

記

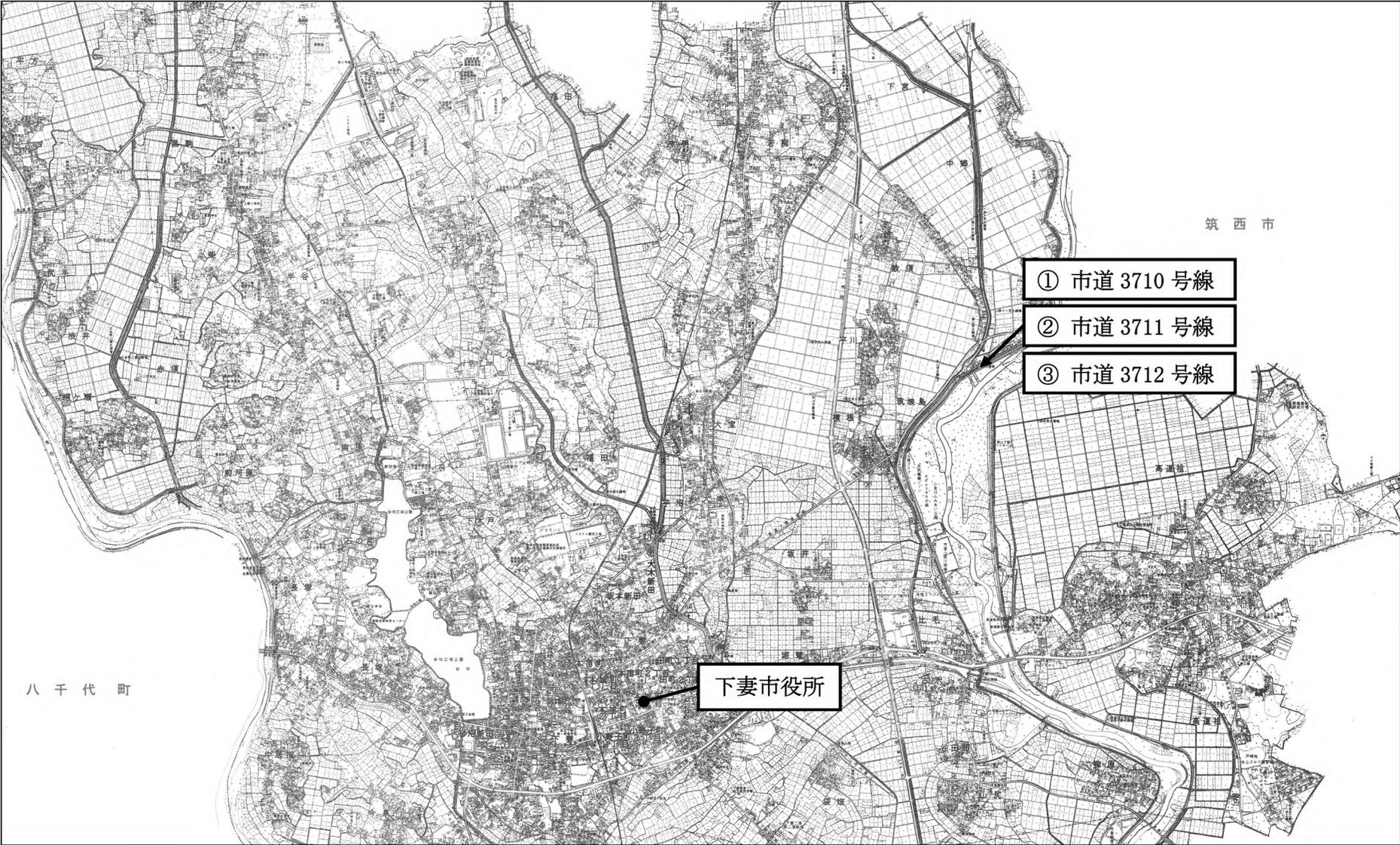
市道路線の認定調書

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
①	3710 号線	下田 773 番 1 地先	2.20~6.00	385.00
		下田 647 番 1 地先		
②	3711 号線	下田 784 番 2 地先	3.00	100.00
		下田 823 番 1 地先		
③	3712 号線	下田 648 番地先	2.70~5.00	100.00
		下田 647 番 1 地先		

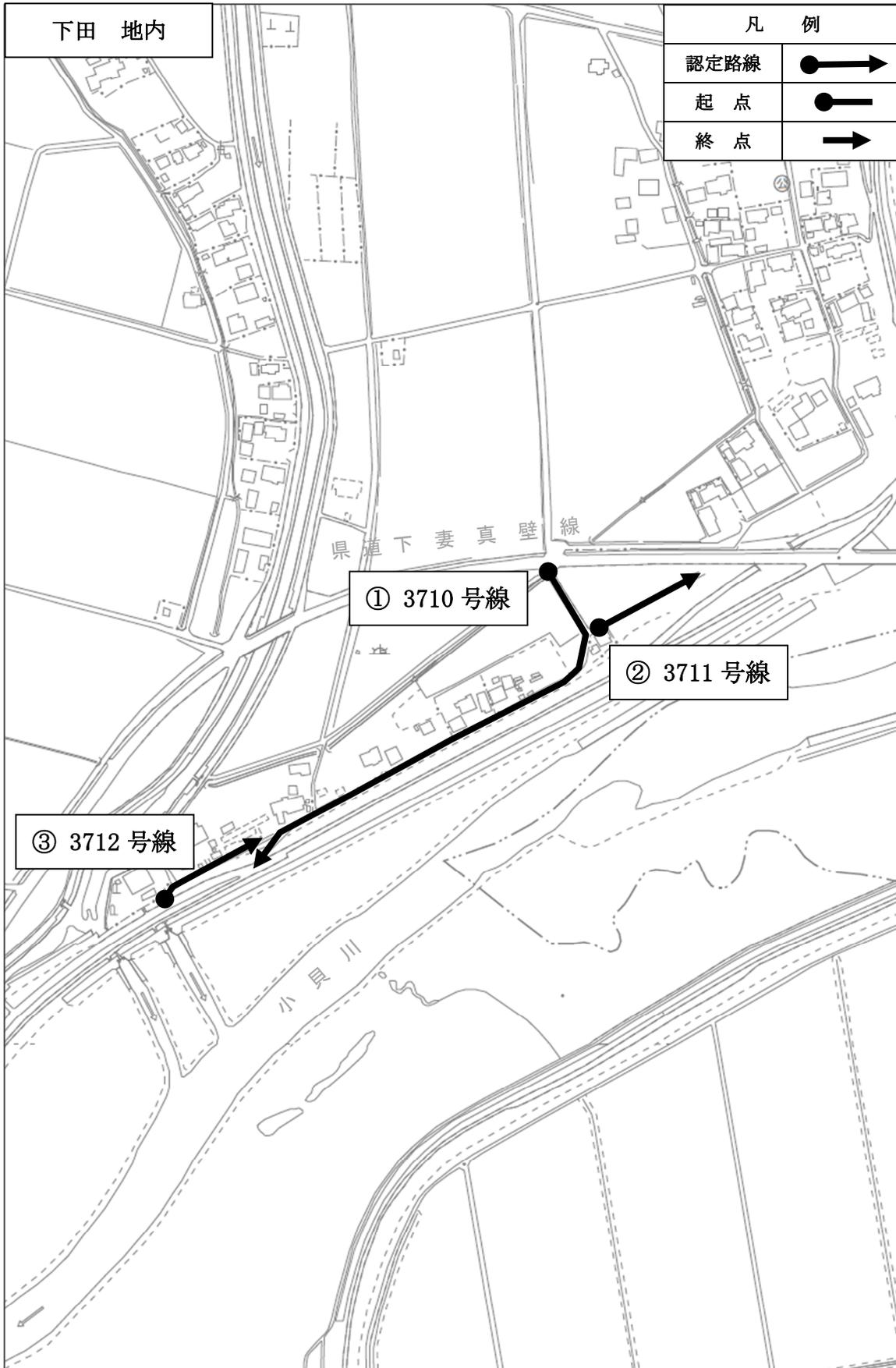
提案理由

騰波ノ江地区ほ場整備事業に係る市道の認定手続において、一部認定漏れのあった下田地内の3路線を市道路線に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

# 認定路線全体図



# 認定路線位置図



## 議案第 1 1 号

### 市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記調書のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

下妻市長 菊池 博

### 記

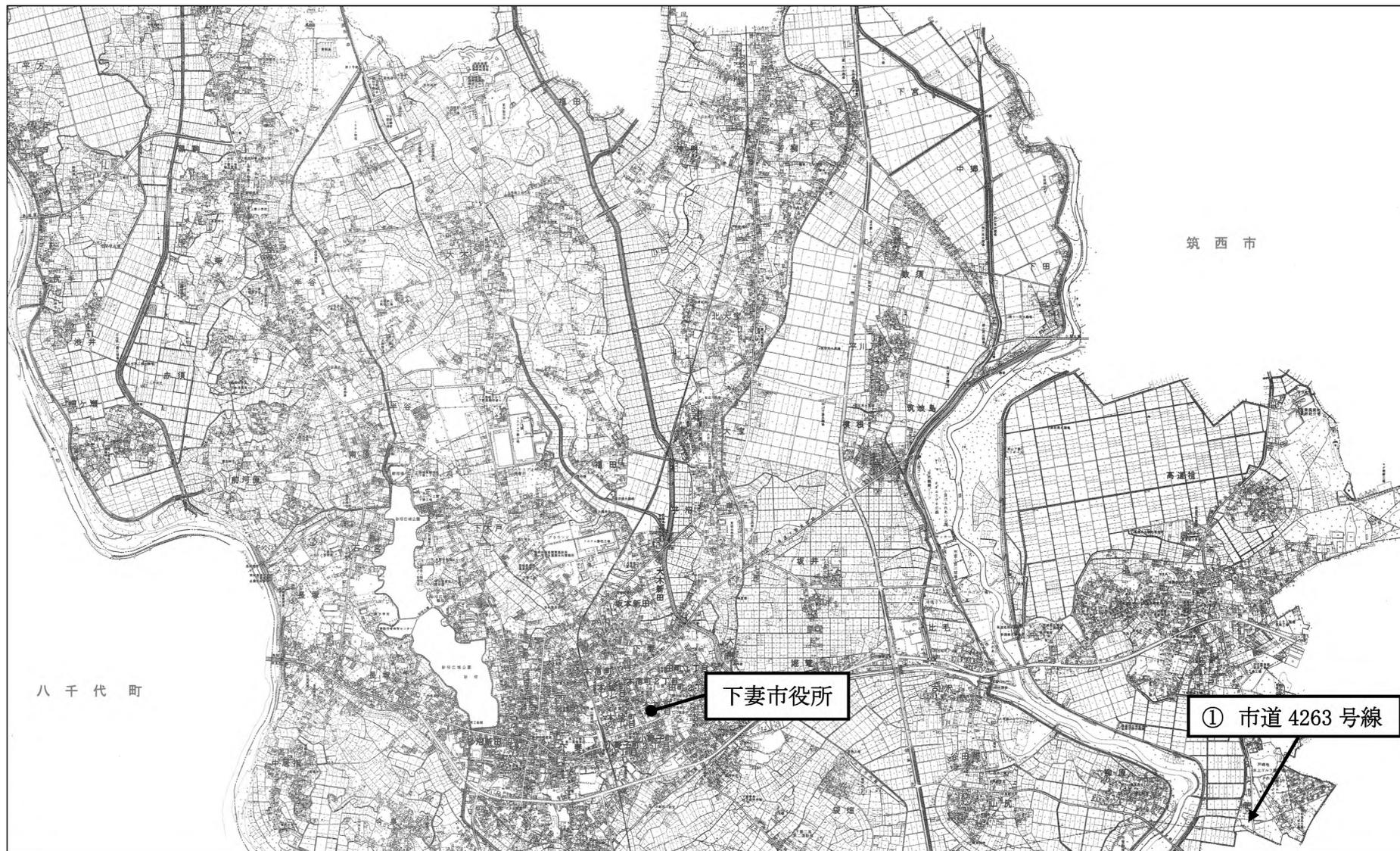
#### 市道路線の廃止調書

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
①	4263 号線	高道祖 326 番 1 地先	2.70~2.70	77.05
		高道祖 323 番 1 地先		

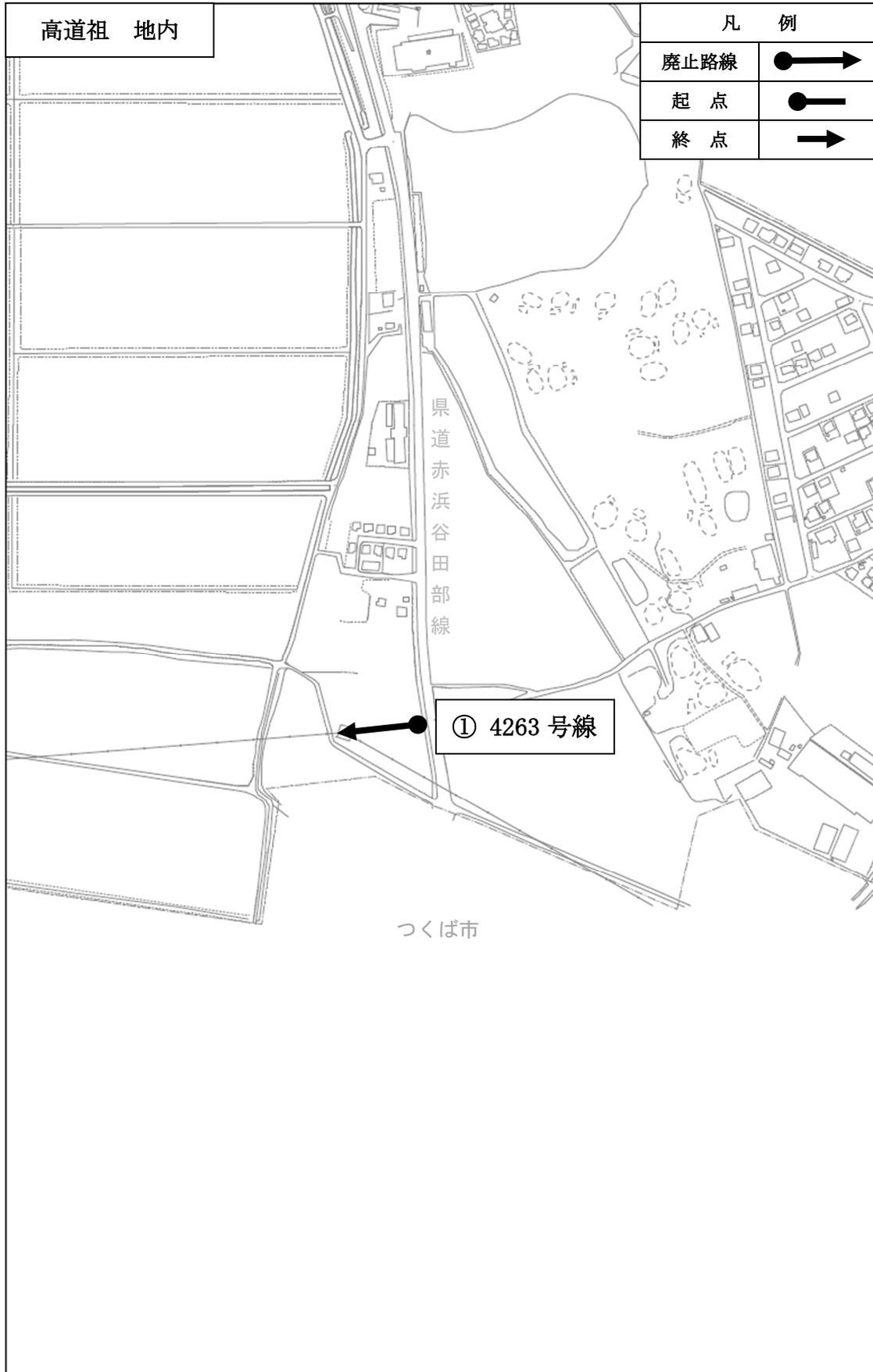
#### 提案理由

用途廃止に伴い、高道祖地内の 1 市道路線を廃止することについて、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

# 廃止路線全体図



# 廃止路線位置図



令和 6 年度

# 下妻市補正予算書

一	般	会	計
特	別	会	計
	国民健康保険		
	後期高齢者医療		
	介護保険		
	水道事業		
	下水道事業		

# 目 次

一般会計補正予算	136
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	141
歳入	143
歳出	149
補正予算給与費明細書	175
補正予算地方債調書	177
国民健康保険特別会計補正予算	178
後期高齢者医療特別会計補正予算	187
介護保険特別会計補正予算	195
水道事業会計補正予算	206
下水道事業会計補正予算	213

議案第12号

令和6年度下妻市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度下妻市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,009千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,108,851千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月3日 提出

下妻市長 菊池 博

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		5,918,521	310,914	6,229,435
	1. 市 民 税	2,610,852	195,000	2,805,852
	2. 固 定 資 産 税	2,784,113	118,614	2,902,727
	5. 入 湯 税	14,640	△2,700	11,940
9. 地 方 特 例 交 付 金		103,093	121,141	224,234
	1. 地 方 特 例 交 付 金	103,093	121,141	224,234
10. 地 方 交 付 税		2,800,000	228,122	3,028,122
	1. 地 方 交 付 税	2,800,000	228,122	3,028,122
14. 国 庫 支 出 金		3,673,070	△140,836	3,532,234
	1. 国 庫 負 担 金	2,369,986	△31,157	2,338,829
	2. 国 庫 補 助 金	1,290,725	△109,679	1,181,046
15. 県 支 出 金		1,531,896	△57,987	1,473,909
	1. 県 負 担 金	883,296	△9,369	873,927
	2. 県 補 助 金	530,759	△49,268	481,491
	3. 委 託 金	117,841	650	118,491
16. 財 産 収 入		13,012	73,705	86,717
	2. 財 産 売 払 収 入	60	73,705	73,765
17. 寄 附 金		1,508,201	301,000	1,809,201
	1. 寄 附 金	1,508,201	301,000	1,809,201
18. 繰 入 金		1,650,699	△652,082	998,617
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	10,017	1,551	11,568
	2. 基 金 繰 入 金	1,640,682	△653,633	987,049
19. 繰 越 金		667,232	28	667,260
	1. 繰 越 金	667,232	28	667,260
20. 諸 収 入		607,387	△7,628	599,759
	4. 受 託 事 業 収 入	3,446	△160	3,286
	5. 雑 入	583,535	△7,468	576,067
21. 市 債		797,100	△49,368	747,732
	1. 市 債	797,100	△49,368	747,732
歳 入 合 計		20,981,842	127,009	21,108,851

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		190,907	1,912	192,819
	1. 議 会 費	190,907	1,912	192,819
2. 総 務 費		4,268,242	374,741	4,642,983
	1. 総 務 管 理 費	3,294,764	400,223	3,694,987
	2. 徴 税 費	693,689	△16,352	677,337
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	199,167	△9,774	189,393
	4. 選 挙 費	35,203	△476	34,727
	5. 統 計 調 査 費	19,756	550	20,306
3. 民 生 費		7,427,812	△183,468	7,244,344
	1. 社 会 福 祉 費	4,109,965	△93,450	4,016,515
	2. 児 童 福 祉 費	2,513,897	△82,499	2,431,398
4. 衛 生 費		1,392,699	△77,094	1,315,605
	1. 保 健 衛 生 費	492,128	△55,750	436,378
	2. 環 境 保 全 費	188,496	△21,064	167,432
5. 労 働 費		29,611	700	30,311
	1. 労 働 諸 費	29,611	700	30,311
6. 農 業 費		927,662	△27,224	900,438
	1. 農 業 費	927,662	△27,224	900,438
7. 商 工 費		376,856	△37,977	338,879
	1. 商 工 費	376,856	△37,977	338,879
8. 土 木 費		1,736,314	16,619	1,752,933
	1. 土 木 管 理 費	93,553	△2,996	90,557
	2. 道 路 橋 梁 費	709,701	18,980	728,681
	4. 都 市 計 画 費	858,153	3,200	861,353
	5. 住 宅 費	33,814	△2,565	31,249
9. 消 防 費		746,916	35,786	782,702
	1. 消 防 費	746,916	35,786	782,702
10. 教 育 費		2,094,503	27,777	2,122,280
	1. 教 育 総 務 費	342,515	△2,144	340,371
	2. 小 学 校 費	423,283	39,581	462,864
	3. 中 学 校 費	252,839	△3,000	249,839
	4. 幼 稚 園 費	128,948	△6,520	122,428

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 社会教育費	518,207	330	518,537
	6. 保健体育費	428,711	△470	428,241
12. 公債費		1,760,315	△4,763	1,755,552
	1. 公債費	1,760,315	△4,763	1,755,552
歳出	合計	20,981,842	127,009	21,108,851

## 第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2.総務費	1.総務管理費	着ぐるみ製作委託	1,500
		庁舎周辺エリア整備基本計画調査支援業務委託	4,757
		旧第二庁舎改修工事	15,695
3.民生費	1.社会福祉費	物価高騰支援給付金事業	31,580
	2.児童福祉費	就学前教育・保育施設整備交付金	71,639
6.農業費	1.農業費	農林航空防除事業補助金	1,500
		ビアスパークしもつまボイラー更新工事	13,750
8.土木費	2.道路橋梁費	道路整備事業(南部環状線)	123,400
		左内橋修繕工事	33,000
	4.都市計画費	江連都市下水路事業費負担金	4,657
9.消防費	1.消防費	トイレカー購入事業	18,786
		備蓄型組立式個室トイレ購入事業	18,000
10.教育費	2.小学校費	高道祖幼稚園園舎解体事業	27,995
		小学校理科室空調設備設置事業 (下妻小学校・大宝小学校・上妻小学校・宗道小学校)	42,900
	5.社会教育費	千代川公民館ドレンチャーポンプ更新工事	2,700

一般

### 第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小学校理科室空調設備設置事業	38,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公共 団体金融機構資金に ついて利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府その他の金融機 関の資金について は、その融資条件に よる。ただし、財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借り換え ることができる。

(変更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
旧本庁舎解体事業	千円 241,300	普通貸借 又は 証券発行	%	政府その 他の金融 機関の資 金につい ては、その融 資条件によ る。ただし、 財政の都 合により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、もしくは 繰上償還 又は低利 に借り換え ることがで きる。	千円 221,400	補正前に 同 じ	%	補正前に 同 じ
民間児童福祉施設 整備事業	38,800				32,900			
農業農村整備事業	43,700				45,600			
道路整備事業 (南部環状線)	77,900				146,500			
道路整備事業 (市道1290号線)	7,600				6,400			
道路整備事業 (市道104号線)	14,400				13,300			
道路整備事業 (市道1534号線)	17,100				2,900			
道路舗装維持 修繕事業	131,400				67,200			
橋梁整備事業	12,100				13,500			
臨時財政対策債	90,000				36,932			

下 妻 市 一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第8号）

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	5,918,521	310,914	6,229,435	29.5
2. 地 方 譲 与 税	250,800		250,800	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	2,135		2,135	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	26,662		26,662	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	31,303		31,303	0.2
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	115,700		115,700	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,070,000		1,070,000	5.1
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	33,000		33,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	103,093	121,141	224,234	1.1
10. 地 方 交 付 税	2,800,000	228,122	3,028,122	14.3
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,977		2,977	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	68,290		68,290	0.3
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	110,764		110,764	0.5
14. 国 庫 支 出 金	3,673,070	△140,836	3,532,234	16.7
15. 県 支 出 金	1,531,896	△57,987	1,473,909	7.0
16. 財 産 収 入	13,012	73,705	86,717	0.4
17. 寄 附 金	1,508,201	301,000	1,809,201	8.6
18. 繰 入 金	1,650,699	△652,082	998,617	4.7
19. 繰 越 金	667,232	28	667,260	3.2
20. 諸 収 入	607,387	△7,628	599,759	2.8
21. 市 債	797,100	△49,368	747,732	3.5
歳 入 合 計	20,981,842	127,009	21,108,851	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	190,907	1,912	192,819	0.9
2. 総務費	4,268,242	374,741	4,642,983	22.0
3. 民生費	7,427,812	△183,468	7,244,344	34.3
4. 衛生費	1,392,699	△77,094	1,315,605	6.2
5. 労働費	29,611	700	30,311	0.2
6. 農業費	927,662	△27,224	900,438	4.3
7. 商工費	376,856	△37,977	338,879	1.6
8. 土木費	1,736,314	16,619	1,752,933	8.3
9. 消防費	746,916	35,786	782,702	3.7
10. 教育費	2,094,503	27,777	2,122,280	10.1
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,760,315	△4,763	1,755,552	8.3
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	20,981,842	127,009	21,108,851	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			1,912
△32,805	△19,900	146,376	281,070
△160,424	△5,900	△56,783	39,639
△6,492		△15,012	△55,590
			700
△24,700	1,900	△271	△4,153
△13,214		△18,120	△6,643
3,328	△10,700	△2	23,993
18,000		18,100	△314
17,484	38,300	△650	△27,357
			△4,763
△198,823	3,700	73,638	248,494

2. 歳入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計
2. 法人	611,779	195,000	806,779
計	2,610,852	195,000	2,805,852

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

1. 固定資産税	2,779,752	118,614	2,898,366
計	2,784,113	118,614	2,902,727

(款) 1. 市税

(項) 5. 入湯税

1. 入湯税	14,640	△2,700	11,940
--------	--------	--------	--------

(款) 9. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

1. 地方特例交付金	103,093	121,141	224,234
------------	---------	---------	---------

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	2,800,000	228,122	3,028,122
----------	-----------	---------	-----------

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	2,368,236	△31,157	2,337,079
-------------	-----------	---------	-----------

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 現年課税分	195,000	法人税割 均等割	187,000 増 8,000 増

1. 現年課税分	118,614	土地 家屋 償却資産	31,315 増 14,085 増 73,214 増
----------	---------	------------------	----------------------------------

1. 現年課税分	△2,700	入湯税減	
----------	--------	------	--

1. 地方特例交付金	121,141	地方特例交付金増	
------------	---------	----------	--

1. 地方交付税	228,122	普通交付税 震災復興特別交付税	227,452 増 670
----------	---------	--------------------	------------------

1. 社会福祉費負担金	7,973	障害者自立支援医療費負担金 障害者自立支援給付費負担金 保険基盤安定負担金(国保分) 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(被保護者 健康管理支援事業費) 計	2,450 増 7,961 増 1,673 減 765 減 7,973 増
-------------	-------	------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

市民税・固定資産税・入湯税・地方特例・地方交付税・国庫負担金

## (款) 14. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
計	2,369,986	△31,157	2,338,829

## (款) 14. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	918,111	△85,932	832,179
2. 民生費国庫補助金	186,363	△25,366	160,997
3. 衛生費国庫補助金	34,922	△5,579	29,343
4. 土木費国庫補助金	142,151	2,827	144,978
5. 教育費国庫補助金	9,178	4,371	13,549
計	1,290,725	△109,679	1,181,046

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 児童福祉費負担金	△32,755	児童手当減
3. 生活保護費負担金	△6,375	生活扶助費等負担金 3,000 減 介護扶助費等負担金 3,375 減

1. 総務管理費補助金	△82,962	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分） 100,962 減 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型） 18,000
2. 戸籍住民基本台帳費補助金	△2,970	社会保障・税番号制度システム整備費補助金減
2. 児童福祉費補助金	△25,366	就学前教育・保育施設整備交付金減
1. 環境保全費補助金	△688	浄化槽設置事業費補助金減
2. 保健衛生費補助金	△4,891	風しん追加対策費補助金 3,391 減 出産・子育て応援交付金事業補助金 1,500 減
1. 道路橋梁費補助金	3,815	社会資本整備総合交付金 50,000 増 道路メンテナンス事業補助金 985 減 防災・安全交付金 45,200 減
2. 住宅費補助金	△988	社会資本整備総合交付金 645 減 防災・安全交付金 343 減
2. 小学校費補助金	4,332	学校施設環境改善交付金
3. 中学校費補助金	39	要保護生徒就学援助費補助金

国庫負担金・国庫補助金

## (款) 15. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	882,421	△9,369	873,052
計	883,296	△9,369	873,927

## (款) 15. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	31,252	△3,750	27,502
2. 民生費県補助金	206,431	△19,597	186,834
3. 衛生費県補助金	17,392	△1,063	16,329
4. 農業費県補助金	241,768	△24,700	217,068
5. 商工費県補助金	43	△14	29
6. 土木費県補助金	33,125	△144	32,981
計	530,759	△49,268	481,491

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 社会福祉費負担金	△6,747	保険基盤安定負担金(国保分)	3,806 減
		保険基盤安定負担金(後期高齢者分)	8,147 減
		障害者自立支援医療費負担金	1,225 増
		障害者自立支援給付費負担金	3,981 増
		計	6,747 減
2. 児童福祉費負担金	△2,622	児童手当減	

1. 総務管理費補助金	△3,750	わくわく茨城生活実現事業補助金減	
1. 社会福祉費補助金	△19,597	医療福祉費補助金	19,150 減
		医療福祉費支給事務費補助金	447 減
1. 保健衛生費補助金	△375	出産・子育て応援交付金事業補助金減	
2. 環境保全費補助金	△688	浄化槽設置事業費補助金減	
1. 農業費補助金	△24,700	経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	700 減
		機構集積協力金交付事業補助金	12,007 減
		農林航空防除事業補助金	1,500 増
		農業生産基盤整備事業補助金	500 減
		経営発展支援事業補助金	7,500 減
		新規就農者育成総合対策補助金	3,900 減
		農地利用効率化等支援交付金	1,593 減
		計	24,700 減
1. 商工費補助金	△14	消費者行政推進交付金事業費補助金減	
2. 住宅費補助金	△144	木造住宅耐震化支援事業費補助金	94 減
		危険ブロック塀等除却事業補助金	50 減

県負担金・県補助金

## (款) 15. 県支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	106,349	△607	105,742
5. 教育費委託金	0	1,257	1,257
計	117,841	650	118,491

## (款) 16. 財産収入

## (項) 2. 財産売却収入

1. 不動産売却収入	10	73,705	73,715
計	60	73,705	73,765

## (款) 17. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

2. 総務費寄附金	1,508,200	301,000	1,809,200
計	1,508,201	301,000	1,809,201

## (款) 18. 繰入金

## (項) 1. 特別会計繰入金

1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,000	1,551	2,551
計	10,017	1,551	11,568

## (款) 18. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	962,115	△402,351	559,764
2. 減債基金繰入金	200,000	△200,000	0
3. 地域振興基金繰入金	90,682	△1,440	89,242

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 選挙費委託金	△607	衆議院議員総選挙費委託金減
1. 教育総務費委託金	1,257	部活動指導員配置事業委託金 672 運動部活動地域移行実証事業委託金 585

1. 土地建物売却収入	73,705	土地売却収入増
-------------	--------	---------

1. 総務管理費寄附金	301,000	ふるさと下妻寄附金 300,000 増 企業版ふるさと納税寄附金 1,000 増
-------------	---------	---------------------------------------------

1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,551	後期高齢者医療特別会計繰入金増
-------------------	-------	-----------------

1. 財政調整基金繰入金	△402,351	財政調整基金繰入金減
1. 減債基金繰入金	△200,000	減債基金繰入金減
1. 地域振興基金繰入金	△1,440	地域振興基金繰入金減

委託金・財産売却収入・寄附金・特別会計繰入金・基金繰入金

## (款) 18. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4. ふるさと下妻基金繰入金	311,000	158	311,158
5. 地域福祉基金繰入金	50,000	△50,000	0
計	1,640,682	△653,633	987,049

## (款) 19. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	667,232	28	667,260
--------	---------	----	---------

## (款) 20. 諸収入

## (項) 4. 受託事業収入

1. 衛生費受託事業収入	3,446	△160	3,286
--------------	-------	------	-------

## (款) 20. 諸収入

## (項) 5. 雑入

2. 雑入	583,494	△7,468	576,026
計	583,535	△7,468	576,067

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. ふるさと下妻基金繰入金	158	ふるさと下妻基金繰入金増
1. 地域福祉基金繰入金	△50,000	地域福祉基金繰入金減
/		

1. 前年度繰越金	28	前年度繰越金増
-----------	----	---------

1. 衛生費受託事業収入	△160	保健事業・介護予防等一体的事業受託金減
--------------	------	---------------------

1. 総務費雑入	△2,500	自治総合センターコミュニティ助成事業補助金減
2. 民生費雑入	18,452	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金増
3. 衛生費雑入	△5,127	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 3,327 減 胃がん集団検診個人負担金 150 減 子宮がん医療機関検診個人負担金 150 減 乳がん医療機関検診個人負担金 1,500 減 計 5,127 減
5. 農業費雑入	△271	経営所得安定対策直接支払推進事業費助成金減
6. 土木費雑入	△2	木造住宅耐震診断士派遣事業個人負担金減
9. 商工費雑入	△18,020	プレミアム付商品券販売収入減
/		

基金繰入金・繰越金・受託事業収入・雑入

## (款) 21. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務債	241,300	△19,900	221,400
2. 民生債	41,400	△5,900	35,500
3. 農業債	70,700	1,900	72,600
4. 土木債	316,500	△10,700	305,800
5. 教育債	37,200	38,300	75,500
6. 臨時財政対策債	90,000	△53,068	36,932
計	797,100	△49,368	747,732

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理債	△19,900	旧本庁舎解体事業債減
2. 社会福祉債	△5,900	民間児童福祉施設整備事業債減
1. 農業債	1,900	農業農村整備事業債増
1. 道路橋梁債	△10,700	道路舗装維持修繕事業債 64,200 減 道路整備事業債 (南部環状線) 68,600 増 道路整備事業債 (市道1534号線) 14,200 減 道路整備事業債 (市道1290号線) 1,200 減 道路整備事業債 (市道104号線) 1,100 減 橋梁整備事業債 1,400 増 計 10,700 減
1. 小学校債	38,300	小学校理科室空調設備設置事業債
1. 臨時財政対策債	△53,068	臨時財政対策債減

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 議会費	190,907	1,912	192,819			

(単位 千円)

訳	節		説明		
	区分	金額			
一般財源	1,912	2. 給料	350	01 議員報酬等経費	1,102
				3 職員手当等	1,102
		3. 職員手当等	1,512	議員期末手当増	
		4. 共済費	50	02 職員人件費	810
			2 給料	350	
			給料増		
			3 職員手当等	410	
			期末手当	200 増	
			勤勉手当	200 増	
			退職手当負担金	10 増	
			4 共済費	50	
			職員共済組合負担金増		

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	745,812	△4,763	741,049			
3. 財産管理費	399,701	△11,318	388,383		△19,900	

△4,763	1. 報酬	△8,000	01 特別職人件費	87
			3 職員手当等	87
			期末手当増	
	3. 職員手当等	4,237	02 職員人件費	6,150
			3 職員手当等	6,150
			期末手当	2,800 増
			勤勉手当	2,500 増
			退職手当負担金	850 増
	4. 共済費	△1,000	04 総務事務経費	△11,000
			1 報酬	△8,000
			会計年度任用職員報酬減	
			3 職員手当等	△2,000
			会計年度任用職員期末手当	1,000 減
			会計年度任用職員勤勉手当	1,000 減
			4 共済費	△1,000
			社会保険料減	
8,582	10. 需用費	△6,000	01 財産管理経費	△5,318
	14. 工事請負費	△5,318	14 工事請負費	△5,318
			旧本庁舎解体工事	21,013 減
			旧第二庁舎改修工事	15,695

議会費・総務管理費

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4. 企画費	1,295,153	124,360	1,419,513	△3,750		
5. 基金費	586,842	295,314	882,156			150,000
6. 情報管理費	131,830	△2,671	129,159			

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源			02 庁舎管理経費	△6,000
			10 需用費	△6,000
			光熱水費減	
128,110	7. 報償費	87,000	01 企画調整費	△5,000
			18 負担金補助及び交付金	△5,000
	11. 役員費	3,960	わくわく茨城生活実現事業補助金減	
	12. 委託料	30,410	02 ふるさと納税推進経費	137,160
			7 報償費	87,000
			寄附謝礼増	
	13. 使用料及び賃借料	15,290	11 役員費	3,960
			手数料増	
	18. 負担金補助及び交付金	△12,300	12 委託料	30,910
			ふるさと納税収納業務委託料増	
			13 使用料及び賃借料	15,290
			ふるさと納税受付システム使用料増	
			03 地域おこし協力隊事業費	△7,500
			12 委託料	△500
			地域おこし協力隊募集委託料減	
			18 負担金補助及び交付金	△7,000
			活動費補助金	3,000 減
			起業・事業承継費補助金	4,000 減
			06 市民協働推進経費	△300
			18 負担金補助及び交付金	△300
			市民協働のまちづくり推進交付金減	
145,314	24. 積立金	295,314	01 基金積立金	295,314
			24 積立金	295,314
			減債基金積立	68,599
			ピアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金積立	2,700 減
			ふるさと下妻基金積立	150,000 増
			森林環境譲与税基金積立	5,700
			公共施設等マネジメント基金積立	73,715
△2,671	12. 委託料	△2,671	02 電算管理経費	△2,671
			12 委託料	△2,671

総務管理費

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
8. 自治区振興費	26,655	△2,940	23,715			△2,940
10. 防犯対策費	18,945	0	18,945	684		△684
11. 諸費	61,109	2,241	63,350			
計	3,294,764	400,223	3,694,987	△3,066	△19,900	146,376

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税费

1. 税務総務費	217,802	9,010	226,812			
2. 賦課費	437,809	△26,162	411,647	△26,162		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			L GWAN機器設置作業業務委託料減
	18. 負担金補助及び交付金	△2,940	<b>02 自治区支援経費</b> <b>△2,940</b> 18 負担金補助及び交付金 <b>△2,940</b> 自治区等統合補助金 100 減 自治総合センターコミュニティ助成事業補助金 2,500 減 地域集会施設整備費補助金 340 減
	22. 償還金、利子及び割引料	2,241	<b>02 過年度返還金</b> <b>2,241</b> 22 償還金、利子及び割引料 2,241 過年度国県支出金その他返還金増
	276,813		

9,010	1. 報酬	150	<b>01 職員人件費</b> <b>8,860</b>
	2. 給料	4,500	2 給料 4,500 給料増
	3. 職員手当等	3,210	3 職員手当等 3,210 通勤手当 10 増 期末手当 1,300 増 勤勉手当 1,200 増 退職手当負担金 700 増
	4. 共済費	1,000	4 共済費 1,000 職員共済組合負担金増
	18. 負担金補助及び交付金	150	18 負担金補助及び交付金 150 対等相互交流派遣職員負担金増
			<b>02 徴税総務事務経費</b> <b>150</b> 1 報酬 150 会計年度任用職員報酬増
	10. 需用費	△250	<b>02 定額減税調整給付金事業</b> <b>△26,162</b>

総務管理費・徴税费

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 徴収費	38,078	800	38,878			
計	693,689	△16,352	677,337	△26,162		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			10 需用費 <span style="float:right">△250</span> 消耗品費 <span style="float:right">178 減</span> 印刷製本費 <span style="float:right">72 減</span>
	11. 役務費	△2,313	11 役務費 <span style="float:right">△2,313</span> 郵便料 <span style="float:right">1,355 減</span> 電信電話料 <span style="float:right">313 減</span> 振込手数料 <span style="float:right">645 減</span>
	12. 委託料	△2,849	12 委託料 <span style="float:right">△2,849</span> コールセンター業務委託料 <span style="float:right">2,640 減</span> 電算委託料 <span style="float:right">209 減</span>
	19. 扶助費	△20,750	19 扶助費 <span style="float:right">△20,750</span> 調整給付金減
800	1. 報酬	400	<b>01 徴収事務経費 <span style="float:right">800</span></b> 1 報酬 <span style="float:right">400</span> 会計年度任用職員報酬増
	3. 職員手当等	400	3 職員手当等 <span style="float:right">400</span> 会計年度任用職員期末手当 <span style="float:right">250 増</span> 会計年度任用職員勤勉手当 <span style="float:right">150 増</span>
9,810			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	166,036	△6,804	159,232			
--------------	---------	--------	---------	--	--	--

△6,804	1. 報酬	200	<b>01 職員人件費 <span style="float:right">△6,300</span></b> 2 給料 <span style="float:right">△4,000</span> 給料減
	2. 給料	△4,000	3 職員手当等 <span style="float:right">△1,800</span> 通勤手当 <span style="float:right">500 減</span> 住居手当 <span style="float:right">500 減</span> 期末手当 <span style="float:right">300 減</span> 勤勉手当 <span style="float:right">500 減</span>
	3. 職員手当等	△1,700	4 共済費 <span style="float:right">△500</span> 職員共済組合負担金減
	4. 共済費	△500	
	12. 委託料	△512	

徴税費・戸籍住民基本台帳費

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 戸籍住民基本台帳電算費	33,131	△2,970	30,161	△2,970		
計	199,167	△9,774	189,393	△2,970		

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

1. 選挙管理委員会費	9,427	131	9,558			
3. 諸選挙費	25,461	△607	24,854	△607		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	13. 使用料及び賃借料	△292	<b>02 戸籍住民基本台帳事務経費 300</b> 1 報酬 200 会計年度任用職員報酬増 3 職員手当等 100 会計年度任用職員勤勉手当増 <b>04 証明書コンビニ交付事業費 △804</b> 12 委託料 △512 コンビニ交付システム改修委託料 182 減 ネットワーク設定委託料 330 減 13 使用料及び賃借料 △292 コンビニ交付システム使用料減
	12. 委託料	△2,970	<b>01 戸籍住民基本台帳電算経費 △2,970</b> 12 委託料 △2,970 戸籍振り仮名通知書作成委託料減
△6,804			

131	2. 給料	70	<b>01 職員人件費 131</b> 2 給料 70
	3. 職員手当等	61	給料増 3 職員手当等 61 期末手当 30 増 勤勉手当 30 増 退職手当負担金 1 増
	1. 報酬	△90	<b>01 衆議院議員総選挙費 △607</b> 1 報酬 △90
	10. 需用費	△381	委員長 15 減 委員 37 減
	12. 委託料	△117	投票立会人 10 減 開票立会人 9 減

戸籍住民基本台帳費・選挙費

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	35,203	△476	34,727	△607		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	13. 使用料及び賃借料	△19	期日前投票立会人 19 減 10 需用費 △381 消耗品費 191 減 燃料費 88 減 食糧費 6 減 印刷製本費 96 減 12 委託料 △117 期日前投票受付業務委託料 36 減 投票所入場券作成委託料 81 減 13 使用料及び賃借料 △19 投票所その他借上料減
131			

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

1. 統計調査総務費	13,630	550	14,180			
計	19,756	550	20,306			

550	2. 給料	270	01 職員人件費 550
			2 給料 270
	3. 職員手当等	250	給料増
			3 職員手当等 250
			期末手当 100 増
			勤勉手当 100 増
			退職手当負担金 50 増
	4. 共済費	30	4 共済費 30
			職員共済組合負担金増
550			

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	25,663	570	26,233			
----------	--------	-----	--------	--	--	--

570	2. 給料	250	01 職員人件費 570
			2 給料 250
	3. 職員手当等	270	給料増
			3 職員手当等 270

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	963,803	△80,639	883,164	△80,279		
2. 高齢福祉費	753,076	△1,920	751,156			△50,000

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	4. 共済費	50	期末手当 120 増 勤勉手当 120 増 退職手当負担金 30 増 4 共済費 50 職員共済組合負担金増

△360	2. 給料	2,100	01 職員人件費 3,510
			2 給料 2,100
	3. 職員手当等	910	給料増
			3 職員手当等 910
	4. 共済費	500	期末手当 450 増 勤勉手当 250 増
	19. 扶助費	△74,800	退職手当負担金 210 増
	27. 繰出金	△9,349	4 共済費 500 職員共済組合負担金増
			04 国民健康保険特別会計繰出 △9,349
			27 繰出金 △9,349
			普通分 2,254 減 保険基盤安定分(保険税軽減分) 3,961 減 保険基盤安定分(保険者支援分) 2,128 減 財政安定化支援事業分 214 増 未就学児均等割保険税分 753 減 産前産後保険税分 467 減
			06 低所得者子育て世帯加算給付金事業 △4,700
			19 扶助費 △4,700
			低所得者子育て世帯加算給付金減
			07 新たな低所得世帯支援給付金事業 △70,100
			19 扶助費 △70,100
			低所得世帯支援給付金 35,900 減 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金 34,200 減
48,080	2. 給料	150	01 職員人件費 370
			2 給料 150

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 国民年金費	15,199	280	15,479			
4. 障害福祉費	1,327,474	18,325	1,345,799	15,482		
5. 医療福祉費	367,682	△19,000	348,682	△19,597		
6. 後期高齢者医療費	682,731	△10,496	672,235	△8,147		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	3. 職員手当等	170	給料増 3 職員手当等 170
	4. 共済費	50	期末手当 90 増 勤勉手当 30 増
	19. 扶助費	△4,000	退職手当負担金 50 増
	27. 繰出金	1,710	4 共済費 50 職員共済組合負担金増
			<b>03 高齢福祉扶助経費</b> △4,000
			19 扶助費 △4,000
			老人保護措置扶助費減
			<b>06 介護保険特別会計繰出</b> 1,710
			27 繰出金 1,710
			職員給与費等分(一般) 772 増
			職員給与費等分(予防) 49 増
			職員給与費等分(包括・任意) 314 増
			事務費分(予防) 575 増
280	2. 給料	280	<b>01 職員人件費</b> 280
			2 給料 280
			給料増
2,843	1. 報酬	△2,500	<b>01 障害福祉事務経費</b> △2,500
	19. 扶助費	20,825	1 報酬 △2,500 会計年度任用職員報酬減
			<b>02 障害者自立支援給付事業費</b> 20,825
			19 扶助費 20,825
			障害者介護給付費 6,209 増
			障害者施設介護給付費 3,219 増
			障害者訓練等給付費 6,497 増
			障害者自立支援医療費 4,900 増
597	19. 扶助費	△19,000	<b>02 医療福祉費支給経費</b> △19,000
			19 扶助費 △19,000
			医療扶助費減
△2,349	18. 負担金補助及び交付金	△3,833	<b>01 後期高齢者医療事務経費</b> △3,833
			18 負担金補助及び交付金 △3,833

社会福祉費

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	4,109,965	△93,450	4,016,515	△92,541		△50,000

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	2,363,029	△75,049	2,287,980	△60,743	△5,900	△6,783
2. 児童福祉施設費	150,868	△7,450	143,418			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	27. 繰出金	△6,663	広域連合療養給付費負担金 2,327 減 広域連合共通経費負担金 1,506 減 <b>02 後期高齢者医療特別会計繰出</b> <b>△6,663</b> 27 繰出金 △6,663 事務費等分 4,200 増 保険基盤安定分 10,863 減
49,091			

△1,623	1. 報酬	700	01 児童福祉総務事務経費 1,000
			1 報酬 700
	3. 職員手当等	300	会計年度任用職員報酬増
			3 職員手当等 300
	18. 負担金補助及び交付金	△38,049	会計年度任用職員期末手当増
			<b>02 子ども・子育て支援事業費</b> <b>△38,049</b>
			18 負担金補助及び交付金 △38,049
	19. 扶助費	△38,000	就学前教育・保育施設整備交付金減
			<b>03 児童手当支給経費</b> <b>△38,000</b>
			19 扶助費 △38,000
			被用者(0~3歳未満) 13,000 減
			非被用者(0~3歳未満) 3,500 減
			被用者(3歳~小学校修了前) 10,000 減
			非被用者(3歳~小学校修了前) 2,000 減
			被用者(中学生) 3,000 減
			非被用者(中学生) 1,500 減
			施設入所等児童 200 減
			被用者(高校生) 3,000 減
			非被用者(高校生) 1,800 減
△7,450	1. 報酬	550	01 職員人件費 △9,100
			2 給料 △4,500
	2. 給料	△4,500	給料減
			3 職員手当等 △2,600

社会福祉費・児童福祉費

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	2,513,897	△82,499	2,431,398	△60,743	△5,900	△6,783

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 生活保護費

1. 生活保護 総務費	107,634	981	108,615	△765		
2. 扶助費	688,876	△8,500	680,376	△6,375		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	3. 職員手当等	△1,500	扶養手当 300 減 期末手当 900 減
	4. 共済費	△2,000	勤勉手当 1,000 減 退職手当負担金 400 減 4 共済費 △2,000 職員共済組合負担金減
			<b>02 きぬ保育園運営経費 1,650</b>
			1 報酬 550 会計年度任用職員報酬増
			3 職員手当等 1,100 会計年度任用職員期末手当 550 増 会計年度任用職員勤勉手当 550 増
△9,073			

1,746	2. 給料	750	<b>01 職員人件費 2,000</b> 2 給料 750
	3. 職員手当等	1,000	給料増 3 職員手当等 1,000 期末手当 450 増 勤勉手当 400 増
	4. 共済費	250	退職手当負担金 150 増 4 共済費 250 職員共済組合負担金増
	12. 委託料	△1,019	<b>02 生活保護総務事務経費 △1,019</b> 12 委託料 △1,019 被保護者健康管理支援事業委託料減
△2,125	19. 扶助費	△8,500	<b>01 生活保護扶助費 △8,500</b> 19 扶助費 △8,500 介護扶助費 4,500 減 生業扶助費 500 減 葬祭扶助費 1,000 減 施設事務費 2,500 減

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	796,510	△7,519	788,991	△7,140		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
△379			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	134,666	△2,600	132,066			
2. 予防費	205,962	△40,220	165,742	△3,391		
3. 母子衛生費	79,998	△9,650	70,348	△1,875		

△2,600	1. 報酬	△100	<b>01 職員人件費</b>	<b>△2,400</b>
	2. 給料	△1,200	2 給料	△1,200
	3. 職員手当等	△700	給料減	
	4. 共済費	△500	3 職員手当等	△700
	13. 使用料及び賃借料	△100	期末手当	400 減
			勤勉手当	300 減
			4 共済費	△500
			職員共済組合負担金減	
			<b>02 保健衛生総務事務経費</b>	<b>△200</b>
			1 報酬	△100
			健康づくり推進協議会委員 15人分減	
			13 使用料及び賃借料	△100
			複合機使用料減	
△36,829	11. 役務費	△340	<b>01 予防接種事務経費</b>	<b>△40,220</b>
	12. 委託料	△39,380	11 役務費	△340
	19. 扶助費	△500	風しん追加対策国保連審査事務手数料減	
			12 委託料	△39,380
			A類疾病予防接種委託料	10,000 減
			B類疾病予防接種委託料	21,280 減
			風しん抗体検査委託料	5,300 減
			任意予防接種委託料	2,400 減
			風しん追加対策クーポン券作成委託料	400 減
			19 扶助費	△500
			予防接種料減	
△7,775	3. 職員手当等	100	<b>01 母子衛生事務経費</b>	<b>△7,650</b>
	12. 委託料	△7,100	3 職員手当等	100
			会計年度任用職員期末手当増	
			12 委託料	△7,100

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4. 保健対策推進費	71,502	△3,280	68,222			△1,960
計	492,128	△55,750	436,378	△5,266		△1,960

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 環境保全費

1. 環境保全総務費	62,608	△6,306	56,302			
------------	--------	--------	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	19. 扶助費	△2,650	妊婦・乳児健康診査委託料 6,500 減 その他委託料 600 減 19 扶助費 △650 妊産婦・乳児健康診査扶助費 500 減 不育症検査費等扶助費 150 減 <b>02 下妻うえるかむベビー応援事業</b> △2,000 19 扶助費 △2,000 出産・子育て応援給付金減
△1,320	7. 報償費	△120	<b>01 保健対策推進事務経費</b> △220
	11. 役務費	△40	18 負担金補助及び交付金 △220
	12. 委託料	△2,900	脳検診補助金 150 減 禁煙外来治療費助成金 70 減
	18. 負担金補助及び交付金	△220	<b>03 各種検診事業費</b> △2,900 12 委託料 △2,900 各種検診委託料 1,000 減 乳がん検診委託料 600 減 子宮がん検診委託料 1,300 減
△48,524			<b>04 保健事業・介護予防等一体的事業</b> △160 7 報償費 △120 健康教室等報償金減 11 役務費 △40 情報提供手数料減

△6,306	2. 給料	△3,500	<b>01 職員人件費</b> △6,306
	3. 職員手当等	△1,806	2 給料 △3,500 給料減
	4. 共済費	△1,000	3 職員手当等 △1,806 住居手当 306 減 期末手当 500 減 勤勉手当 500 減 退職手当負担金 500 減

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 環境保全費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 環境衛生費	89,183	△2,066	87,117	△1,376		
3. 公害対策費	9,037	210	9,247			
4. 地球温暖化対策費	27,668	△12,902	14,766	150		△13,052
計	188,496	△21,064	167,432	△1,226		△13,052

## (款) 4. 衛生費

## (項) 3. 清掃費

1. 清掃総務費	25,372	1,620	26,992			
----------	--------	-------	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			4 共済費 職員共済組合負担金減 △1,000
△690	18. 負担金補助及び交付金	△2,066	<b>01 環境衛生事務経費</b> 18 負担金補助及び交付金 浄化槽設置事業費補助金 単独処理浄化槽撤去事業費補助金 宅内配管工事費補助金 <b>△2,066</b> △2,066 2,486 減 120 増 300 増
210	3. 職員手当等	200	<b>01 公害対策事務経費</b> 3 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 4 共済費 共済組合負担金(短期)増 <b>210</b> 200 100 増 100 増 10
	4. 共済費	10	
	14. 工事請負費	△12,902	<b>01 地球温暖化対策経費</b> 14 工事請負費 公共施設再生可能エネルギー設備等設置 工事減 <b>△12,902</b> △12,902
△6,786			

1,620	1. 報酬	50	<b>01 職員人件費</b> 2 給料 給料増 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金 4 共済費 職員共済組合負担金増 <b>02 清掃総務経費</b> 1 報酬 <b>1,170</b> 600 450 200 増 150 増 100 増 120
	2. 給料	600	
	3. 職員手当等	800	
	4. 共済費	170	

環境保全費・清掃費

## (款) 4. 衛生費

## (項) 3. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. ごみ処理費	597,695	△1,900	595,795			
計	712,075	△280	711,795			

## (款) 5. 労働費

## (項) 1. 労働諸費

1. 勤労青少年ホーム管理費	16,179	350	16,529			
2. 働く婦人の家管理費	13,432	350	13,782			
計	29,611	700	30,311			

## (款) 6. 農業費

## (項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	73,083	1,340	74,423			
-----------	--------	-------	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			会計年度任用職員報酬増 3 職員手当等 350 会計年度任用職員期末手当 200 増 会計年度任用職員勤勉手当 150 増 4 共済費 50 共済組合負担金(短期)増
△1,900	1. 報酬	400	<b>01 ごみ処理事務経費 △1,900</b> 1 報酬 400 会計年度任用職員報酬増
	3. 職員手当等	400	3 職員手当等 400 会計年度任用職員期末手当 200 増 会計年度任用職員勤勉手当 200 増
	10. 需用費	△2,700	10 需用費 △2,700 消耗品費減
△280			

350	3. 職員手当等	350	<b>01 勤労青少年ホーム管理運営経費 350</b> 3 職員手当等 350 会計年度任用職員期末手当 150 増 会計年度任用職員勤勉手当 200 増
350	3. 職員手当等	350	<b>01 働く婦人の家管理運営経費 350</b> 3 職員手当等 350 会計年度任用職員期末手当 200 増 会計年度任用職員勤勉手当 150 増
700			

1,340	2. 給料	600	<b>01 職員人件費 1,340</b>
-------	-------	-----	-----------------------

清掃費・労働諸費・農業費

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 農業総務費	155,911	5,800	161,711			
3. 農業振興費	247,639	△34,835	212,804	△24,200		△271

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	3. 職員手当等	540	2 給料 600 給料増
	4. 共済費	200	3 職員手当等 540 期末手当 230 増 勤勉手当 230 増 退職手当負担金 80 増
			4 共済費 200 職員共済組合負担金増
5,800	2. 給料	2,900	<b>01 職員人件費 5,800</b> 2 給料 2,900
	3. 職員手当等	2,250	給料増
	4. 共済費	650	3 職員手当等 2,250 期末手当 950 増 勤勉手当 900 増 退職手当負担金 400 増
			4 共済費 650 職員共済組合負担金増
△10,364	1. 報酬	100	<b>04 農業団体等育成支援経費 △23,500</b> 18 負担金補助及び交付金 △23,500
	4. 共済費	50	機構集積協力金交付事業補助金 12,007 減 経営発展支援事業補助金 7,500 減
	7. 報償費	△585	新規就農者育成総合対策補助金 3,900 減 農地利用効率化等支援交付金 1,593 減 農林航空防除事業補助金 1,500 増
	18. 負担金補助及び交付金	△34,400	<b>05 生産調整推進対策経費 △11,335</b> 1 報酬 100 会計年度任用職員報酬増
			4 共済費 50 共済組合負担金(短期)増
			7 報償費 △585 営農計画書取りまとめ謝金減
			18 負担金補助及び交付金 △10,900 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 700 減 産地づくり対策助成金 10,000 減

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5. 農地費	440,294	471	440,765	△500	1,900	
計	927,662	△27,224	900,438	△24,700	1,900	△271

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商工総務費	65,416	△4,723	60,693	△14		
----------	--------	--------	--------	-----	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			農業経営収入保険制度加入促進支援金 200 減
△929	2. 給料	60	<b>01 職員人件費 125</b>
			2 給料 60
	3. 職員手当等	65	給料増 60
			3 職員手当等 65
	18. 負担金補助及び交付金	346	期末手当 35 増
			勤勉手当 30 増
			<b>03 土地改良事業費 7,000</b>
			18 負担金補助及び交付金 7,000
			総上・豊加美地区県営ほ場整備事業負担金増
			<b>05 水利施設管理事業費 △6,042</b>
			18 負担金補助及び交付金 △6,042
			県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金減
			<b>06 霞ヶ浦用水事業費 △612</b>
			18 負担金補助及び交付金 △612
			霞ヶ浦用水国営付帯県営かんがい排水事業県負担金減
△4,153			

△4,709	1. 報酬	△2,103	<b>01 職員人件費 △1,150</b>
			2 給料 △1,500
			給料減
	2. 給料	△1,500	3 職員手当等 250
			勤勉手当 100 増
	3. 職員手当等	△509	退職手当負担金 150 増
			4 共済費 100
	4. 共済費	△421	職員共済組合負担金増
			<b>03 消費生活センター運営経費 △3,573</b>
	8. 旅費	△190	1 報酬 △2,103
			会計年度任用職員報酬減

農業費・商工費

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 商工振興費	272,157	△33,154	239,003	△13,200		△18,020
3. 観光費	39,283	△100	39,183			△100
計	376,856	△37,977	338,879	△13,214		△18,120

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	93,553	△2,996	90,557			
----------	--------	--------	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
			3 職員手当等 △759 会計年度任用職員期末手当 413 減 会計年度任用職員勤勉手当 346 減 4 共済費 △521 社会保険料 331 減 共済組合負担金(短期) 190 減 8 旅費 △190 会計年度任用職員費用弁償(通勤費) 減
△1,934	10. 需用費	△342	<b>02 融資対策経費</b> △1,800
	11. 役務費	△100	18 負担金補助及び交付金 △1,800 中小企業事業資金補助金 利子補給 800 減 中小企業事業資金補助金 斡旋金融保証料 1,000 減
	12. 委託料	△1,257	<b>03 プレミアム付商品券発行事業費</b> △31,354
	18. 負担金補助及び交付金	△31,455	10 需用費 △342 消耗品費減 11 役務費 △100 郵便料 82 減 手数料 18 減 12 委託料 △1,257 プレミアム付商品券発行事業委託料減 18 負担金補助及び交付金 △29,655 プレミアム付商品券発行事業交付金減
	18. 負担金補助及び交付金	△100	<b>01 観光振興経費</b> △100 18 負担金補助及び交付金 △100 下妻まつり実施補助金減
△6,643			

△2,996	1. 報酬	220	<b>01 職員人件費</b> △3,336
			2 給料 △800

商工費・土木管理費

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	2. 給料	△800	給料減
	3. 職員手当等	△2,176	3 職員手当等 △2,236 住居手当 336 減 期末手当 900 減
	4. 共済費	△240	勤勉手当 1,000 減 4 共済費 △300 職員共済組合負担金減
			<b>02 土木総務事務経費 340</b>
			1 報酬 220 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 60 会計年度任用職員期末手当 30 会計年度任用職員勤勉手当 30
			4 共済費 60 社会保険料 40 共済組合負担金(短期) 20

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

2. 道路維持費	321,502	△91,200	230,302	△45,200	△64,200	
3. 道路新設改良費	288,609	113,180	401,789	50,000	52,100	

18,200	1. 報酬	△400	<b>01 道路維持総務経費 △800</b>
			1 報酬 △400 会計年度任用職員報酬減
	4. 共済費	△400	4 共済費 △400
	14. 工事請負費	△90,400	社会保険料減 <b>02 道路維持経費 △90,400</b>
			14 工事請負費 △90,400 路面再生工事減
11,080	2. 給料	250	<b>01 職員人件費 580</b>
			2 給料 250
	3. 職員手当等	250	給料増 3 職員手当等 250
			期末手当 100 増 勤勉手当 100 増
	4. 共済費	80	退職手当負担金 50 増
	12. 委託料	△3,600	4 共済費 80

土木管理費・道路橋梁費

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4. 橋梁維持費	58,600	△3,000	55,600	△985	1,400	
計	709,701	18,980	728,681	3,815	△10,700	

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画 総務費	605,732	1,400	607,132			
4. 都市公園費	193,900	1,400	195,300			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	14. 工事請負費	120,000	職員共済組合負担金増 <b>02 道路新設改良経費</b> <b>112,600</b>
	21. 補償、補填及び賠償金	△3,800	12 委託料 測量及び設計積算委託料減 14 工事請負費 道路改良及び舗装等工事増 21 補償、補填及び賠償金 物件移転その他補償費減
△3,415	12. 委託料	△3,000	<b>01 橋梁維持経費</b> <b>△3,000</b> 12 委託料 橋梁修繕設計委託料減
25,865			

1,400	2. 給料	1,050	<b>01 職員人件費</b> <b>1,400</b> 2 給料 1,050
	3. 職員手当等	350	給料増 3 職員手当等 350 期末手当 100 増 勤勉手当 100 増 退職手当負担金 150 増
1,400	1. 報酬	250	<b>03 やすらぎの里公園維持管理経費</b> <b>400</b> 1 報酬 150
	3. 職員手当等	1,100	会計年度任用職員報酬増 3 職員手当等 250
	4. 共済費	50	会計年度任用職員期末手当 150 増 会計年度任用職員勤勉手当 100 増
			<b>04 砂沼広域公園維持管理経費</b> <b>1,000</b> 1 報酬 100 会計年度任用職員報酬増 3 職員手当等 850 会計年度任用職員期末手当 450 増

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5. W a i w a i ドーム しもつま 管理費	28,526	400	28,926			
計	858,153	3,200	861,353			

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	33,814	△2,565	31,249	△487		△2
----------	--------	--------	--------	------	--	----

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

5. 防災費	53,687	35,786	89,473	18,000		18,100
--------	--------	--------	--------	--------	--	--------

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			会計年度任用職員勤勉手当 400 増 4 共済費 50 共済組合負担金(短期)増
400	3. 職員手当等	400	<b>01 W a i w a i ドームしもつま管理運営経費 400</b> 3 職員手当等 400 会計年度任用職員期末手当 200 増 会計年度任用職員勤勉手当 200 増
3,200			

△2,076	2. 給料	60	<b>01 職員人件費 123</b> 2 給料 60
	3. 職員手当等	60	給料増 3 職員手当等 60
	4. 共済費	3	期末手当 30 増 勤勉手当 30 増
	12. 委託料	△88	4 共済費 3 職員共済組合負担金増
	14. 工事請負費	△2,000	<b>02 市営住宅等管理経費 △2,688</b> 12 委託料 △88
	18. 負担金補助及び交付金	△600	木造住宅耐震診断士派遣委託料減 14 工事請負費 △2,000 市営西町住宅漏水改修工事減 18 負担金補助及び交付金 △600 木造住宅耐震改修費助成金 400 減 危険ブロック塀等除却費補助金 200 減

△314	11. 役務費	753	<b>01 防災対策経費 36,786</b> 11 役務費 753
------	---------	-----	---------------------------------------

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	746,916	35,786	782,702	18,000		18,100

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	13. 使用料及び賃借料	△1,000	手数料 726 増 自動車損害保険料 27
	17. 備品購入費	36,000	17 備品購入費 36,000 トイレカー購入費 18,000 備蓄型組立式個室トイレ購入費 18,000
	26. 公課費	33	26 公課費 33 自動車重量税
			<b>02 空家等対策経費</b> △1,000 13 使用料及び賃借料 △1,000 空き家管理システム使用料減
△314			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	208,587	856	209,443			
3. 教育指導費	131,710	△3,000	128,710	1,257		△650

856	1. 報酬	△800	<b>01 特別職人件費</b> 36 3 職員手当等 36 期末手当増
	2. 給料	250	<b>02 職員人件費</b> 1,620 2 給料 250 給料増
	3. 職員手当等	1,126	3 職員手当等 1,090 扶養手当 40 増 期末手当 500 増 勤勉手当 400 増 退職手当負担金 150 増
	4. 共済費	280	4 共済費 280 職員共済組合負担金増
			<b>03 事務局運営経費</b> △800 1 報酬 △800 会計年度任用職員報酬減
△3,607	1. 報酬	△500	<b>02 教育指導充実経費</b> △2,650 1 報酬 △500
	7. 報償費	△350	会計年度任用職員報酬減
			13 使用料及び賃借料 △1,500

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	342,515	△2,144	340,371	1,257		△650

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	13. 使用料及び賃借料	△1,500	自動車借上料減 18 負担金補助及び交付金 英語検定料補助事業補助金減
	18. 負担金補助及び交付金	△650	04 地域クラブ活動運営経費 7 報償費 地域クラブ活動指導員報償金減
△2,751			

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	409,425	39,581	449,006	4,332	38,300	
計	423,283	39,581	462,864	4,332	38,300	

△3,051	1. 報酬	3,500	01 学校管理運営経費 1 報酬	△1,000 3,500
	4. 共済費	△4,500	会計年度任用職員報酬増 4 共済費	△4,500
	12. 委託料	10,000	社会保険料 共済組合負担金(短期)	3,500 減 1,000 減
	14. 工事請負費	30,581	02 学校施設管理経費 12 委託料 小学校理科室空調設備設計等委託料 14 工事請負費 大宝小学校プール水槽改修工事 小学校理科室空調設備設置工事	40,581 10,000 30,581 2,319 減 32,900
△3,051				

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	230,834	△3,000	227,834			
2. 教育振興費	22,005	0	22,005	39		

△3,000	1. 報酬	△2,000	01 学校管理運営経費 1 報酬	△3,000 △2,000
	4. 共済費	△1,000	会計年度任用職員報酬減 4 共済費 社会保険料減	△1,000
△39				

教育総務費・小学校費・中学校費

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	252,839	△3,000	249,839	39		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
△3,039			

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園費	128,948	△6,520	122,428			
---------	---------	--------	---------	--	--	--

△6,520	1. 報酬	△7,000	<b>01 職員人件費</b>	<b>480</b>
			2 給料	400
	2. 給料	400	給料増	
			4 共済費	80
	4. 共済費	80	職員共済組合負担金増	
			<b>02 上妻幼稚園運営経費</b>	<b>△3,000</b>
			1 報酬	△3,000
			会計年度任用職員報酬減	
			<b>03 ちよかわ幼稚園運営経費</b>	<b>△4,000</b>
			1 報酬	△4,000
			会計年度任用職員報酬減	

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

1. 社会教育総務費	190,957	△1,600	189,357			
------------	---------	--------	---------	--	--	--

△1,600	2. 給料	△1,000	<b>01 職員人件費</b>	<b>△1,900</b>
			2 給料	△1,000
	3. 職員手当等	△400	給料減	
			3 職員手当等	△600
			期末手当	300 減
			退職手当負担金	300 減
	4. 共済費	△200	4 共済費	△300
			職員共済組合負担金減	
			<b>02 社会教育総務事務経費</b>	<b>300</b>
			3 職員手当等	200
			会計年度任用職員期末手当	100 増
			会計年度任用職員勤勉手当	100 増
			4 共済費	100
			社会保険料	50 増
			共済組合負担金(短期)	50 増

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 公民館費	121,110	80	121,190			
3. ふるさと博物館費	36,341	600	36,941			
4. 図書館費	127,659	600	128,259			
5. 青少年対策費	6,186	400	6,586			

訳	節		説明		
	区分	金額			
一般財源	80	1. 報酬	△900	01 職員人件費	580
		2. 給料	150	2 給料	150
		3. 職員手当等	750	給料増	
		4. 共済費	80	3 職員手当等	350
				期末手当	150 増
				勤勉手当	150 増
				退職手当負担金	50 増
				4 共済費	80
				職員共済組合負担金増	
				02 千代川公民館管理運営経費	200
				3 職員手当等	200
				会計年度任用職員期末手当	100 増
				会計年度任用職員勤勉手当	100 増
				03 大宝公民館管理運営経費	300
				1 報酬	100
				会計年度任用職員報酬増	
				3 職員手当等	200
				会計年度任用職員期末手当	100 増
				会計年度任用職員勤勉手当	100 増
				04 下妻公民館管理運営経費	△1,000
				1 報酬	△1,000
				会計年度任用職員報酬減	
600	3. 職員手当等	600	01 ふるさと博物館管理運営経費	600	
			3 職員手当等	600	
			会計年度任用職員期末手当	300 増	
			会計年度任用職員勤勉手当	300 増	
600	2. 給料	△500	01 職員人件費	△500	
			2 給料	△500	
	3. 職員手当等	1,100	02 図書館運営経費	1,100	
			3 職員手当等	1,100	
			会計年度任用職員期末手当	600 増	
			会計年度任用職員勤勉手当	500 増	
400	1. 報酬	200	01 青少年対策経費	400	

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
9. 市民センター 管理費	21,322	250	21,572			
計	518,207	330	518,537			

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

1. 保健体育 総務費	40,190	1,400	41,590			
6. 学校給食費	334,810	△1,870	332,940	11,856		
計	428,711	△470	428,241	11,856		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	3. 職員手当等	200	1 報酬 200 会計年度任用職員報酬増 3 職員手当等 200 会計年度任用職員期末手当 100 増 会計年度任用職員勤勉手当 100 増
250	1. 報酬	250	01 市民センター管理運営経費 250 1 報酬 250 会計年度任用職員報酬増
330			

1,400	2. 給料	700	01 職員人件費 1,400 2 給料 700
	3. 職員手当等	500	給料増 3 職員手当等 500 期末手当 230 増 勤勉手当 200 増 退職手当負担金 70 増
	4. 共済費	200	4 共済費 200 職員共済組合負担金増
△13,726	1. 報酬	5,100	01 学校給食経費 △1,870 1 報酬 5,100 会計年度任用職員報酬増
	3. 職員手当等	1,800	3 職員手当等 1,800 会計年度任用職員期末手当 900 増 会計年度任用職員勤勉手当 900 増
	4. 共済費	△900	4 共済費 △900 社会保険料減
	12. 委託料	△7,870	12 委託料 △7,870 給食事務委託料減
△12,326			

社会教育費・保健体育費

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 元 金	1,627,756	△363	1,627,393			
2. 利 子	132,559	△4,400	128,159			
計	1,760,315	△4,763	1,755,552			

(単位 千円)

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△363	22. 償還金、利子及び割引料	△363	<b>01 元金償還金</b> <b>△363</b> 22 償還金、利子及び割引料 災害援護資金貸付事業債償還元金減 <b>△363</b>
△4,400	22. 償還金、利子及び割引料	△4,400	<b>01 利子償還金</b> <b>△4,400</b> 22 償還金、利子及び割引料 <b>△4,400</b> 庁舎建設債利子 1,000 減 農業債利子 300 減 土木債利子 800 減 臨時財政対策債利子 300 減 一時借入金利子 2,000 減
△4,763			

(1) 補正予算給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与			
		報 酬	給 料	期 末 手 当 3.40ヶ月分	地 域 手 当
補正後	長 等	3		25,560	8,452
	議 員	18	80,880		26,307
	その他の特別職	1,184	63,106		
	計	1,205	143,986	25,560	34,759
補正前	長 等	3		25,560	8,329
	議 員	18	80,880		25,205
	その他の特別職	1,184	63,296		
	計	1,205	144,176	25,560	33,534
比 較	長 等	0		0	123
	議 員	0	0		1,102
	その他の特別職	0	△190		
	計	0	△190	0	1,225

(単位 千円)

費			共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
寒冷地手当	その他の手当	計			
	48	34,060	6,500	40,560	3,480
		107,187	23,651	130,838	
		63,106		63,106	
	48	204,353	30,151	234,504	3,480
	48	33,937	6,500	40,437	3,480
		106,085	23,651	129,736	
		63,296		63,296	
	48	203,318	30,151	233,469	3,480
	0	123	0	123	0
		1,102	0	1,102	
		△190		△190	
	0	1,035	0	1,035	0

2. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	( 252) 294	477,085	1,135,437	812,420
補 正 前	( 258) 294	489,218	1,136,697	798,876
比 較	( △6) 0	△12,133	△1,260	13,544

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
計			
2,424,942	483,688	2,908,630	173,146
2,424,791	492,566	2,917,357	171,095
151	△8,878	△8,727	2,051

( ) 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	14,497	299	32,800	81,562
	補 正 前	14,497	299	33,060	81,562
	比 較	0	0	△260	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
353,732	297,339	18,353	48	12,326	1,464
345,300	290,335	18,843	48	13,468	1,464
8,432	7,004	△490	0	△1,142	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	( 3 ) 294		1,135,437	641,726	1,777,163	371,288	2,148,451	173,146
補 正 前	( 3 ) 294		1,136,697	634,933	1,771,630	372,165	2,143,795	171,095
比 較	( 0 ) 0		△ 1,260	6,793	5,533	△ 877	4,656	2,051

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	14,497	299	32,800	81,562	261,307	219,070	18,353	48	12,326	1,464
	補 正 前	14,497	299	33,060	81,562	256,542	215,150	18,843	48	13,468	1,464
	比 較	0	0	△ 260	0	4,765	3,920	△ 490	0	△ 1,142	0

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	( 249 )	477,085		170,694	647,779	112,400	760,179	
補 正 前	( 255 )	489,218		163,943	653,161	120,401	773,562	
比 較	( △6 )	△ 12,133		6,751	△ 5,382	△ 8,001	△ 13,383	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					92,425	78,269				
	補 正 前					88,758	75,185				
	比 較					3,667	3,084				

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 1,260	給与改定に伴う増減分	31,397	給料の改定率 2.77%	
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		その他の増減分	△ 32,657		
職 員 手 当	13,544	制度改正に伴う増減分	41,793		
		その他の増減分	△ 28,249		

(2) 補正予算の地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	16,851,790	16,449,020	814,400	914,024	16,349,396
(1) 総 務	586,474	536,433	221,400	34,207	723,626
(2) 庁 舎	3,978,100	4,215,800		12,736	4,203,064
(3) 民 生			32,900		32,900
(4) 農 業	632,681	628,370	72,600	60,389	640,581
(5) 土 木	4,625,646	4,373,520	330,200	393,531	4,310,189
(6) 消 防	917,950	917,672		46,232	871,440
(7) 教 育	6,110,939	5,777,225	157,300	366,929	5,567,596
2. 災 害 復 旧 事 業	71,750	51,513		20,238	31,275
3. そ の 他	7,800,208	7,099,474	39,532	693,347	6,445,659
(1) 災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業 債	12,822	9,459	2,600	3,247	8,812
(2) 上 水 道 事 業 出 資 債	14,285	7,158		3,521	3,637
(3) 減 税 補 て ん 債	31,013	17,520		9,834	7,686
(4) 減 収 補 て ん 債	48,865	48,865		2,875	45,990
(5) 臨 時 財 政 対 策 債	7,693,223	7,016,472	36,932	673,870	6,379,534
合 計	24,723,748	23,600,007	853,932	1,627,609	22,826,330

議案第13号

令和6年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,743,663千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提出

下妻市長 菊池 博

## 第 1 表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		874,349	△42,013	832,336
	1. 国民健康保険税	874,349	△42,013	832,336
3. 県支出金		3,252,144	10,308	3,262,452
	1. 県補助金	3,252,144	10,308	3,262,452
5. 繰入金		572,528	42,656	615,184
	1. 他会計繰入金	366,135	△9,350	356,785
	2. 基金繰入金	206,393	52,006	258,399
6. 繰越金		20,000	△3,467	16,533
	1. 繰越金	20,000	△3,467	16,533
7. 諸収入		17,614	△5,000	12,614
	1. 延滞金及び過料	10,000	△5,000	5,000
歳入合計		4,741,179	2,484	4,743,663

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		118,071	700	118,771
	1. 総務管理費	86,766	700	87,466
4. 保健事業費		61,755	260	62,015
	1. 特定健康診査等事業費	36,175	260	36,435
6. 諸支出金		6,020	1,524	7,544
	1. 償還金及び還付加算金	6,020	1,524	7,544
歳出合計		4,741,179	2,484	4,743,663

下妻市国民健康保険特別会計（事業勘定）  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1. 総括  
（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	割合（%）
1. 国民健康保険税	874,349	△42,013	832,336	17.5
2. 使用料及び手数料	101		101	0.0
3. 県支出金	3,252,144	10,308	3,262,452	68.8
4. 財産収入	40		40	0.0
5. 繰入金	572,528	42,656	615,184	13.0
6. 繰越金	20,000	△3,467	16,533	0.3
7. 諸収入	17,614	△5,000	12,614	0.3
8. 国庫支出金	4,403		4,403	0.1
歳入合計	4,741,179	2,484	4,743,663	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	118,071	700	118,771	2.5
2. 保険給付費	3,187,446		3,187,446	67.2
3. 国民健康保険事業費納付金	1,357,847		1,357,847	28.6
4. 保健事業費	61,755	260	62,015	1.3
5. 基金積立金	40		40	0.0
6. 諸支出金	6,020	1,524	7,544	0.2
7. 予備費	10,000		10,000	0.2
歳出合計	4,741,179	2,484	4,743,663	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			700
10,334			△10,334
△26			286
			1,524
10,308			△7,824

2. 歳入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	874,349	△42,013	832,336
計	874,349	△42,013	832,336

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県補助金

1. 保険給付費等交付金	3,252,144	10,308	3,262,452
--------------	-----------	--------	-----------

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	366,135	△9,350	356,785
------------	---------	--------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 医療給付費 現年課税分	△23,947	現年課税分 95.0%減
2. 後期高齢者支援金 現年課税分	△4,067	現年課税分 95.0%減
3. 介護納付金 現年課税分	△3,954	現年課税分 95.0%減
4. 医療給付費 滞納繰越分	△7,655	滞納繰越見込額 30.0%減
5. 後期高齢者支援金 滞納繰越分	△1,658	滞納繰越見込額 30.0%減
6. 介護納付金 滞納繰越分	△732	滞納繰越見込額 30.0%減

2. 特別交付金	10,308	保険者努力支援分 特定健康診査等負担金	10,334 増 26 減
----------	--------	------------------------	------------------

1. 一般会計繰入金	△2,255	一般会計繰入金(普通分)減
2. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△3,961	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)減
3. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	△2,128	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)減
4. 未就学児均等割 保険税繰入金	△753	未就学児均等割保険税繰入金減

## (款) 5. 繰入金

## (項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計

## (款) 5. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

1. 国民健康保険支払準備基金繰入金	206,393	52,006	258,399
--------------------	---------	--------	---------

## (款) 6. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	20,000	△3,467	16,533
--------	--------	--------	--------

## (款) 7. 諸収入

## (項) 1. 延滞金及び過料

1. 延滞金	10,000	△5,000	5,000
--------	--------	--------	-------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
5. 産前産後保険税繰入金	△467	産前産後保険税繰入金減
6. 財政安定化支援事業繰入金	214	財政安定化支援事業繰入金増

1. 国民健康保険支払準備基金繰入金	52,006	国民健康保険支払準備基金繰入金増
--------------------	--------	------------------

1. 前年度繰越金	△3,467	前年度繰越金減
-----------	--------	---------

1. 延滞金	△5,000	延滞金減
--------	--------	------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	85,367	700	86,067			
計	86,766	700	87,466			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

1. 医療給付費分	900,372	0	900,372	10,334		
計	900,372	0	900,372	10,334		

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	36,175	260	36,435	△26		
---------------	--------	-----	--------	-----	--	--

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

2. 償還金	10	1,524	1,534			
計	6,020	1,524	7,544			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
700	3. 職員手当等	700	01 職員人件費 700 3 職員手当等 700 期末手当 450 増 勤勉手当 250 増
700			

△10,334			
△10,334			

286	1. 報酬	130	01 特定健康診査等事業費 260 1 報酬 130
	3. 職員手当等	100	会計年度任用職員報酬増
	4. 共済費	30	3 職員手当等 100 会計年度任用職員期末手当増
			4 共済費 30 共済組合負担金（短期）増

1,524	22. 償還金、利子及び割引料	1,524	01 償還金 1,524 22 償還金、利子及び割引料 1,524 過年度国庫金その他返還金増
1,524			

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	( 1 ) 12	2,293	44,678	24,035
補 正 前	( 1 ) 12	2,163	44,678	23,235
比 較	( 0 ) 0	130	0	800

( )内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	363		978	1,868
	補 正 前	363		978	1,868
	比 較	0		0	0

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
71,006	14,622	85,628	6,200
70,076	14,592	84,668	6,200
930	30	960	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
10,839	8,994	684		309	
10,289	8,744	684		309	
550	250	0		0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				費 計
補 正 後	( 12 )		44,678	23,141	67,819	14,100	81,919	6,200
補 正 前	( 12 )		44,678	22,441	67,119	14,100	81,219	6,200
比 較	( 0 )		0	700	700	0	700	0

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	363		978	1,868	10,342	8,597	684		309	
	補 正 前	363		978	1,868	9,892	8,347	684		309	
	比 較	0		0	0	450	250	0		0	

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	( 1 )	2,293		894	3,187	522	3,709
補 正 前	( 1 )	2,163		794	2,957	492	3,449
比 較	( 0 )	130		100	230	30	260

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					497	397				
	補 正 前					397	397				
	比 較					100	0				

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	1,622	給料の改定率 3.74%
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %
		その他の増減分	△ 1,622	
職 員 手 当	800	制度改正に伴う増減分	800	
		その他の増減分		

議案第14号

令和6年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,112千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ656,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提出

下妻市長 菊池 博

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		170,701	△6,663	164,038
	1. 一般会計繰入金	170,701	△6,663	164,038
4. 繰越金		1,000	1,551	2,551
	1. 繰越金	1,000	1,551	2,551
歳入合計		661,345	△5,112	656,233

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		42,865	4,200	47,065
	1. 総務管理費	40,756	4,200	44,956
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金		601,317	△10,863	590,454
	1. 後期高齢者医療広域連合 納付金	601,317	△10,863	590,454
4. 諸支出金		1,510	1,551	3,061
	2. 繰出金	1,000	1,551	2,551
歳出合計		661,345	△5,112	656,233

下妻市後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 後期高齢者医療保険料	477,498		477,498	72.8
2. 使用料及び手数料	10		10	0.0
3. 繰入金	170,701	△6,663	164,038	25.0
4. 繰越金	1,000	1,551	2,551	0.4
5. 諸収入	12,136		12,136	1.8
歳入合計	661,345	△5,112	656,233	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	42,865	4,200	47,065	7.2
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	601,317	△10,863	590,454	90.0
3. 保健事業費	13,259		13,259	2.0
4. 諸支出金	1,510	1,551	3,061	0.5
5. 予備費	2,394		2,394	0.3
歳出合計	661,345	△5,112	656,233	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			4,200
			△10,863
			1,551
			△5,112

2. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	311,423	△28,000	283,423
2. 普通徴収保険料	166,075	28,000	194,075
計	477,498	0	477,498

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	170,701	△6,663	164,038
------------	---------	--------	---------

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1,000	1,551	2,551
--------	-------	-------	-------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	△28,000	現年度分減
1. 現年度分	28,000	現年度分増
/		

1. 一般会計繰入金	△6,663	事務費等繰入金 保険基盤安定繰入金	4,200 増 10,863 減
------------	--------	----------------------	---------------------

1. 前年度繰越金	1,551	前年度繰越金増
-----------	-------	---------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	40,756	4,200	44,956			

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

1. 後期高齢者医療広域連合納付金	601,317	△10,863	590,454			
-------------------	---------	---------	---------	--	--	--

(款) 4. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	1,000	1,551	2,551			
------------	-------	-------	-------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
4,200	2. 給料	3,000	<b>01 職員人件費</b> <b>4,200</b>
			2 給料 3,000
	3. 職員手当等	950	給料増
			3 職員手当等 950
	4. 共済費	250	期末手当 280 増
			勤勉手当 270 増
			退職手当負担金 400 増
			4 共済費 250
			職員共済組合負担金増

△10,863	18. 負担金補助及び交付金	△10,863	<b>01 後期高齢者医療広域連合納付金</b> <b>△10,863</b>
			18 負担金補助及び交付金 △10,863
			保険基盤安定納付金減

1,551	27. 繰出金	1,551	<b>01 一般会計繰出金</b> <b>1,551</b>
			27 繰出金 1,551
			一般会計繰出金増

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	( ) 6		21,166	10,142
補 正 前	( ) 6		18,166	9,592
比 較	( ) 0		3,000	550

( )内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	時間外勤務手当
	補 正 後				1,003
	補 正 前				1,003
	比 較				0

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
31,308	6,350	37,658	2,850
27,758	6,100	33,858	2,450
3,550	250	3,800	400

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
4,794	3,998	182		165	
4,514	3,728	182		165	
280	270	0		0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				費 計
補 正 後	( 6 )		21,166	10,142	31,308	6,350	37,658	2,850
補 正 前	( 6 )		18,166	9,592	27,758	6,100	33,858	2,450
比 較	( 0 )		3,000	550	3,550	250	3,800	400

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後				1,003	4,794	3,998	182		165	
	補 正 前				1,003	4,514	3,728	182		165	
	比 較				0	280	270	0		0	

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	( )						
補 正 前	( )						
比 較	( )						

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	3,000	給与改定に伴う増減分	1,074	給料の改定率 5.42%
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %
		その他の増減分	1,926	
職 員 手 当	550	制度改正に伴う増減分	550	
		その他の増減分		

議案第15号

令和6年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,249,099千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提出

下妻市長 菊池 博

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 分担金及び負担金		8,153	108	8,261
	1. 負担金	8,153	108	8,261
4. 国庫支出金		921,911	5,870	927,781
	2. 国庫補助金	239,061	5,870	244,931
5. 支払基金交付金		1,049,805	1,346	1,051,151
	1. 支払基金交付金	1,049,805	1,346	1,051,151
6. 県支出金		572,057	937	572,994
	2. 県補助金	20,557	937	21,494
8. 繰入金		656,547	△766	655,781
	1. 一般会計繰入金	614,624	1,710	616,334
	2. 基金繰入金	41,923	△2,476	39,447
歳入合計		4,241,604	7,495	4,249,099

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		111,793	600	112,393
	1. 総務管理費	46,197	300	46,497
	3. 介護認定審査会費	63,713	300	64,013
5. 地域支援事業費		136,118	6,895	143,013
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	53,013	4,930	57,943
	2. 一般介護予防事業費	17,971	335	18,306
	3. 包括的支援事業・任意事業費	65,134	1,630	66,764
歳出合計		4,241,604	7,495	4,249,099

下妻市介護保険特別会計  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 保 険 料	845,914		845,914	19.9
2. 分 担 金 及 び 負 担 金	8,153	108	8,261	0.2
3. 使 用 料 及 び 手 数 料	30		30	0.0
4. 国 庫 支 出 金	921,911	5,870	927,781	21.8
5. 支 払 基 金 交 付 金	1,049,805	1,346	1,051,151	24.7
6. 県 支 出 金	572,057	937	572,994	13.5
7. 財 産 収 入	50		50	0.0
8. 繰 入 金	656,547	△766	655,781	15.4
9. 繰 越 金	181,026		181,026	4.3
10. 諸 収 入	6,111		6,111	0.2
歳 入 合 計	4,241,604	7,495	4,249,099	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	111,793	600	112,393	2.6
2. 保険給付費	3,798,000		3,798,000	89.4
3. 基金積立金	36,534		36,534	0.9
4. 諸支出金	156,870		156,870	3.7
5. 地域支援事業費	136,118	6,895	143,013	3.4
6. 予備費	2,289		2,289	0.0
歳出合計	4,241,604	7,495	4,249,099	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
		108	492
6,807		1,346	△1,258
6,807		1,454	△766

2. 歳入

(款) 2. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 認定審査会負担金	8,153	108	8,261

(款) 4. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 調整交付金	193,107	249	193,356
2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	12,830	997	13,827
3. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	25,076	628	25,704
4. 保険者機能強化推進交付金	3,341	699	4,040
5. 介護保険保険者努力支援交付金	4,707	3,297	8,004
計	239,061	5,870	244,931

(款) 5. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

2. 地域支援事業支援交付金	17,321	1,346	18,667
計	1,049,805	1,346	1,051,151

(款) 6. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	8,019	623	8,642
-----------------------------------	-------	-----	-------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 認定審査会共同設置負担金	108	認定審査会共同設置負担金増

1. 調整交付金	249	現年度分地域支援事業調整交付金増
1. 介護予防・日常生活支援総合事業交付金	997	現年度分増
1. 包括的支援事業・任意事業交付金	628	現年度分増
1. 保険者機能強化推進交付金	699	現年度分増
1. 介護保険保険者努力支援交付金	3,297	現年度分増

1. 地域支援事業支援交付金	1,346	現年度分増

1. 介護予防・日常生活支援総合事業交付金	623	現年度分増
-----------------------	-----	-------

## (款) 6. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・ 任意事業)	12,538	314	12,852
計	20,557	937	21,494

## (款) 8. 繰入金

## (項) 1. 一般会計繰入金

2. その他一般会計繰入金	103,640	772	104,412
3. 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活 支援総合事業)	8,018	624	8,642
4. 地域支援事業費繰入金 (包括的支援事業・ 任意事業)	12,537	314	12,851
計	614,624	1,710	616,334

## (款) 8. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

1. 介護給付費準備基金 繰入金	41,923	△2,476	39,447
---------------------	--------	--------	--------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 包括的支援事業・ 任意事業交付金	314	現年度分増

1. 職員給与費等繰入金	772	職員給与費等繰入金増
1. 職員給与費等繰入金	49	職員給与費等繰入金増
2. 事務費繰入金	575	事務費繰入金増
1. 職員給与費等繰入金	314	職員給与費等繰入金増

1. 介護給付費準備基金 繰入金	△2,476	介護給付費準備基金繰入金減
---------------------	--------	---------------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	46,197	300	46,497			

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

1. 介護認定審査会費	22,484	300	22,784			108
計	63,713	300	64,013			108

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

1. サービス事業費	30,273	4,600	34,873	5,166		1,954
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	22,740	330	23,070	699		△608
計	53,013	4,930	57,943	5,865		1,346

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	300	300	01 職員人件費 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当
			300 300 150 増 150 増

192	3. 職員手当等	250	01 職員人件費 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金	300 250 100 増 100 増 50 増
	4. 共済費	50	4 共済費 職員共済組合負担金増	50
192				

△2,520	18. 負担金補助及び交付金	4,600	01 サービス事業費 18 負担金補助及び交付金 従前相当介護予防訪問・通所サービス事業費増	4,600 4,600
239	2. 給料	150	01 職員人件費 2 給料	330 150
	3. 職員手当等	150	3 職員手当等 給料増	150
	4. 共済費	30	3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金 4 共済費 職員共済組合負担金増	150 70 増 60 増 20 増 30
△2,281				

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般介護予防事業費	11,141	55	11,196			
2. 保健事業・介護予防等一体的事業	6,830	280	7,110			
計	17,971	335	18,306			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
55	2. 給料	30	01 職員人件費 55 2 給料 30
	4. 共済費	25	給料増 4 共済費 25 職員共済組合負担金増
280	2. 給料	150	01 職員人件費 280 2 給料 150
	3. 職員手当等	120	給料増 3 職員手当等 120
	4. 共済費	10	期末手当 50 増 勤勉手当 50 増 退職手当負担金 20 増 4 共済費 10 職員共済組合負担金増
335			

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

1. 総合相談事業費	22,853	1,200	24,053	942		
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	17,510	430	17,940			

258	2. 給料	600	01 職員人件費 1,200 2 給料 600
	3. 職員手当等	450	給料増 3 職員手当等 450
	4. 共済費	150	期末手当 200 増 勤勉手当 150 増 退職手当負担金 100 増 4 共済費 150 職員共済組合負担金増
430	2. 給料	150	01 職員人件費 430 2 給料 150
	3. 職員手当等	230	給料増 3 職員手当等 230
	4. 共済費	50	期末手当 100 増 勤勉手当 100 増

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	65,134	1,630	66,764	942		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			退職手当負担金 30 増 4 共済費 50 職員共済組合負担金増
688			

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	( 5) 17	12,339	68,343	39,588
補 正 前	( 5) 17	12,339	67,263	38,308
比 較	( 0) 0	0	1,080	1,280

( )内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	363		1,680	2,304
	補 正 前	363		1,680	2,304
	比 較	0		0	0

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
120,270	24,199	144,469	9,410
117,910	23,884	141,794	9,190
2,360	315	2,675	220

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
17,991	15,544	1,370		336	
17,321	14,934	1,370		336	
670	610	0		0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				費 計
補 正 後	( 17 )		68,343	35,066	103,409	21,265	124,674	9,410
補 正 前	( 17 )		67,263	33,786	101,049	20,950	121,999	9,190
比 較	( 0 )		1,080	1,280	2,360	315	2,675	220

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	363		1,680	2,304	15,730	13,283	1,370		336	
	補 正 前	363		1,680	2,304	15,060	12,673	1,370		336	
	比 較	0		0	0	670	610	0		0	

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				費 計
補 正 後	( 5 )	12,339		4,522	16,861	2,934	19,795	
補 正 前	( 5 )	12,339		4,522	16,861	2,934	19,795	
比 較	( 0 )	0		0	0	0	0	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					2,261	2,261				
	補 正 前					2,261	2,261				
	比 較					0	0				

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	1,080	給与改定に伴う増減分	1,732	給料の改定率 2.60%
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %
		その他の増減分	△ 652	
職 員 手 当	1,280	制度改正に伴う増減分	1,311	
		その他の増減分	△ 31	

## 令和6年度下妻市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和6年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	1,024,339	904	1,025,243
第1項 営業費用	924,409	904	925,313

（資本的支出）

第3条 令和6年度水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 257,054千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）。

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	533,060	196	533,256
第1項 建設改良費	297,700	196	297,896

令和7年3月3日 提出

下妻市長 菊池博

令和6年度下妻市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

支出 (単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 水道事業費用			1,024,339	904	1,025,243	
	1. 営業費用		924,409	904	925,313	
		3. 総係費		123,690	904	124,594

資本的支出

支出 (単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 資本的支出			533,060	196	533,256	
	1. 建設改良費		297,700	196	297,896	
		3. 事務費		15,500	196	15,696

# 令和6年度下妻市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益(△純損失)	47,149
	減価償却費	270,995
	固定資産除却費	900
	貸倒引当金の増減額	△ 103
	賞与引当金の増減額	239
	長期前受金戻入額	△ 67,922
	受取利息及び配当金	△ 5
	支払利息	67,400
	未収金の増減額(△は増加)	59,180
	たな卸資産の増減額(△は増加)	212
	未払金の増減額(△は減少)	0
	小計	378,045
	利息及び配当金の受取額	5
	利息の支払額	△ 67,400
	業務活動によるキャッシュ・フロー	310,650
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 272,347
	負担金による収入	3,064
	出資金による収入	3,138
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 266,145
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	270,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 233,360
	財務活動によるキャッシュ・フロー	36,640
	資金増加額(又は減少額)	81,145
	資金期首残高	1,453,668
	資金期末残高	1,534,813

補正予算給与費明細書

1. 総括

区 分		職 員 数		給 与		費			共 済 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	人	人		千円	千円	千円	千円	千円	千円
			6		23,390		12,880	36,270	10,812	47,082
	資本勘定支弁職員		2		7,876		3,694	11,570	3,455	15,025
	合 計		8		31,266		16,574	47,840	14,267	62,107
補正前	損益勘定支弁職員		6		22,928		12,438	35,366	10,812	46,178
	資本勘定支弁職員		2		7,796		3,578	11,374	3,455	14,829
	合 計		8		30,724		16,016	46,740	14,267	61,007
比較	損益勘定支弁職員		0		462		442	904	0	904
	資本勘定支弁職員		0		80		116	196	0	196
	合 計		0		542		558	1,100	0	1,100

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	182	983	1,143	7,278	6,036	480	0	472
	補 正 前	182	983	1,083	7,074	5,950	480	0	264
	比 較	0	0	60	204	86	0	0	208

(注)本年度の期末勤勉手当及び共済費には、翌年6月期末勤勉手当のうち本年度発生額である賞与引当金繰入額4,239千円が含まれる。

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 542	給与改定に伴う増減分	千円 542	給料の改定率 2.15 % 給与改定実施時期 令和7年3月	
		普通昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		昇給期間短縮に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	千円 558	制度改正に伴う増減分	千円 350		
		その他の増減分	208		

令和6年度下妻市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	511,640	
イ 建 物	1,011,313	
減価償却累計額	<u>570,763</u>	440,550
ウ 構 築 物	13,327,774	
減価償却累計額	<u>8,706,090</u>	4,621,684
エ 機 械 及 び 装 置	4,485,330	
減価償却累計額	<u>4,027,238</u>	458,092
オ 車 両 運 搬 具	5,013	
減価償却累計額	<u>4,920</u>	93
カ 工 具、器 具 及 び 備 品	10,360	
減価償却累計額	<u>8,630</u>	1,730
キ 建 設 仮 勘 定	<u>2,282,238</u>	
有形固定資産合計		8,316,027
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 施 設 利 用 権	<u>692</u>	
無形固定資産合計		<u>692</u>
固定資産合計		8,316,719
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金	1,534,813	
(2) 未 収 金	173,505	
貸倒引当金	1,400	
(3) 貯 蔵 品	3,770	
(4) そ の 他 流 動 資 産	<u>300</u>	
流動資産合計		<u>1,710,988</u>
資 産 合 計		<u>10,027,707</u>

負 債 の 部		
3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債	4,424,957	
(2) 引 当 金	<u>34,888</u>	
固定負債合計		4,459,845
4. 流 動 負 債		
(1) 企 業 債	198,775	
(2) 未 払 金	708,478	
(3) 引 当 金	5,401	
(4) そ の 他 流 動 負 債	<u>1,600</u>	
流動負債合計		914,254
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	4,384,814	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>2,591,419</u>	
長期前受金合計		<u>1,793,395</u>
繰延収益合計		1,793,395
負 債 合 計		7,167,494
資 本 の 部		
6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>2,071,250</u>	
資本金合計		2,071,250
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
資本剰余金合計		<u>0</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 減 債 積 立 金	300,000	
イ 利 益 積 立 金	111,113	
ウ 建 設 改 良 積 立 金	180,000	
エ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>197,850</u>	
利益剰余金合計		<u>788,963</u>
剰余金合計		<u>788,963</u>
資 本 合 計		<u>2,860,213</u>
負 債 資 本 合 計		<u>10,027,707</u>

令和6年度下妻市水道事業会計補正予算明細書（第2号）

収益的支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水道事業費用		1,024,339	904	1,025,243			
1. 営業費用		924,409	904	925,313			
	3. 総 係 費	123,690	904	124,594	給 料	462	給料増
					手 当	442	時間外勤務手当増 60 期末手当増 136 勤勉手当増 38 住居手当増 208

資本的支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		533,060	196	533,256			
1. 建設改良費		297,700	196	297,896			
	3. 事 務 費	15,500	196	15,696	給 料	80	給料増
					手 当	116	期末手当増 68 勤勉手当増 48

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額257,054千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。

令和6年度下妻市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 令和6年度下水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 188,293千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものとする。）。

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	690,834	865	691,699
第1項 建設改良費	264,174	865	265,039

令和7年3月3日 提出

下妻市長 菊 池 博

令和6年度下妻市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 資本的支出			690,834	865	691,699	
	1. 建設改良費		264,174	865	265,039	
		1. 汚水管渠建設改良費	254,297	865	255,162	

令和6年度下妻市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	10,679
減価償却費	373,870
固定資産除却費	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	458
賞与引当金の増減額(△は減少)	0
長期前受金戻入額	△ 186,379
支払利息	69,257
受取利息及び受取配当金	△ 1
有形固定資産売却益(損)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 4,961
貯蔵品の増減額	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
未払金の増減額(△は減少)	0
小計	<u>262,923</u>
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	<u>△ 69,257</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	193,667
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 233,990
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△ 8,978
投資有価証券の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	190,206
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 52,762
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	294,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 426,660
他会計等からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 132,460</u>
資金増加額(又は減少額)	8,445
資金期首残高	<u>347,553</u>
資金期末残高	355,997

補正予算給与費明細書

1. 総括

区 分	職 員 数		給 与 費					共 済 費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
	人	人		千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	損益勘定支弁職員	5		18,717		9,969	28,686	8,946	37,632
	資本勘定支弁職員	3		11,295		5,394	16,689	4,672	21,361
	合 計	8		30,012		15,363	45,375	13,618	58,993
補正前	損益勘定支弁職員	5		18,717		9,969	28,686	8,946	37,632
	資本勘定支弁職員	3		10,880		5,023	15,903	4,593	20,496
	合 計	8		29,597		14,992	44,589	13,539	58,128
比較	損益勘定支弁職員	0		0		0	0	0	0
	資本勘定支弁職員	0		415		371	786	79	865
	合 計	0		415		371	786	79	865

職員手当の内 訳	区 分	管 理 職 手 当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	182	1,437	538	6,893	5,697	334	0	282
	補 正 前	182	1,437	538	6,702	5,517	334	0	282
	比 較	0	0	0	191	180	0	0	0

(注) 本年度の期末勤勉手当及び共済費には、翌年6月期末勤勉手当のうち本年度発生額である賞与引当金繰入額4,377千円が含まれる。

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
給 料	千円 415	給与改定に伴う増減分	千円 849	給料の改定率 2.78 % 給与改定実施時期 7年 3月	
		普通昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		昇給期間短縮に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 434		
職 員 手 当	千円 371	制度改正に伴う増減分	千円 614		
		その他の増減分	△ 243		

令和6年度下妻市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	0	
イ 建 物	0	
建物		
減価償却累計額	<u>0</u>	0
ウ 構 築 物	11,845,798	
構築物		
減価償却累計額	<u>1,491,942</u>	10,353,856
エ 機 械 及 び 装 置	123,076	
機械及び装置		
減価償却累計額	<u>45,518</u>	77,558
オ 車 両 運 搬 具	1,755	
車両運搬具		
減価償却累計額	<u>0</u>	1,755
カ 工 具、器 具 及 び 備 品	226	
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	<u>0</u>	226
キ 建 設 仮 勘 定	<u>201,127</u>	
有形固定資産合計		10,634,522
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 流 域 下 水 道 利 用 権	1,398,383	
イ その他無形固定資産	<u>0</u>	
無形固定資産合計		1,398,383
(3) 投 資		
ア 基 金	<u>0</u>	
投資合計		<u>0</u>
固定資産合計		12,032,905
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金		355,997
(2) 未 収 金	89,893	
貸倒引当金	<u>1,833</u>	<u>88,060</u>
流動資産合計		<u>444,057</u>
資産合計		<u>12,476,962</u>

負 債 の 部		
3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債	4,446,722	
(2) 引 当 金	<u>0</u>	
固定負債合計		4,446,722
4. 流 動 負 債		
(1) 一 時 借 入 金	0	
(2) 企 業 債	417,662	
(3) 未 払 金	200,137	
(4) 引 当 金	4,172	
(8) その他流動負債	<u>6</u>	
流動負債合計		621,977
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	7,441,488	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>915,142</u>	
長期前受金合計		<u>6,526,346</u>
繰延収益合計		<u>6,526,346</u>
負債合計		11,595,045
資本の部		
6. 資 本 金		
(1) 資 本 金	<u>705,141</u>	
資本金合計		705,141
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
ア 受贈財産評価額	0	
イ その他資本剰余金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		<u>0</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 減 債 積 立 金	112,660	
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>64,116</u>	
利益剰余金合計		<u>176,776</u>
剰余金合計		<u>176,776</u>
資本合計		<u>881,917</u>
負債資本合計		<u>12,476,962</u>

令和6年度下妻市下水道事業会計補正予算明細書（第2号）

資本的支出

（単位：千円）

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資 本 的 支 出		690,834	865	691,699			
1. 建 設 改 良 費		264,174	865	265,039			
	1. 汚水管渠建設改良費	254,297	865	255,162	給 料	415	給料増
					手 当	371	期末手当 勤勉手当
					共 済 費	79	退職手当負担金増

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額188,293千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものとする。

令和 7 年度

# 下妻市補正予算書

一 般 会 計

# 目 次

一般会計補正予算	222
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	224
歳入	226
歳出	227

議案第25号

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,220,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提出

下妻市長 菊池 博

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,864,359	106,308	2,970,667
	2. 国庫補助金	352,863	106,308	459,171
19. 繰越金		300,000	33,038	333,038
	1. 繰越金	300,000	33,038	333,038
20. 諸収入		369,220	31,280	400,500
	5. 雑収入	346,747	31,280	378,027
歳入合計		20,050,000	170,626	20,220,626

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,899,305	2,970	3,902,275
	3. 戸籍住民基本台帳費	202,757	2,970	205,727
7. 商工費		153,860	167,656	321,516
	1. 商工費	153,860	167,656	321,516
歳出合計		20,050,000	170,626	20,220,626

下 妻 市 一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	6,197,740		6,197,740	30.6
2. 地 方 譲 与 税	254,410		254,410	1.3
3. 利 子 割 交 付 金	4,707		4,707	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,834		32,834	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,881		52,881	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	144,200		144,200	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,134,033		1,134,033	5.6
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	36,000		36,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	35,000		35,000	0.2
10. 地 方 交 付 税	2,800,000		2,800,000	13.8
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,789		2,789	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	49,816		49,816	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	111,583		111,583	0.6
14. 国 庫 支 出 金	2,864,359	106,308	2,970,667	14.7
15. 県 支 出 金	1,554,758		1,554,758	7.7
16. 財 産 収 入	17,979		17,979	0.1
17. 寄 附 金	1,507,001		1,507,001	7.5
18. 繰 入 金	1,965,790		1,965,790	9.7
19. 繰 越 金	300,000	33,038	333,038	1.6
20. 諸 収 入	369,220	31,280	400,500	2.0
21. 市 債	614,900		614,900	3.0
歳 入 合 計	20,050,000	170,626	20,220,626	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	192,544		192,544	0.9
2. 総務費	3,899,305	2,970	3,902,275	19.3
3. 民生費	7,213,858		7,213,858	35.7
4. 衛生費	1,244,734		1,244,734	6.2
5. 労働費	38,243		38,243	0.2
6. 農業費	923,789		923,789	4.6
7. 商工費	153,860	167,656	321,516	1.6
8. 土木費	1,597,230		1,597,230	7.9
9. 消防費	875,462		875,462	4.3
10. 教育費	2,087,369		2,087,369	10.3
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,793,601		1,793,601	8.9
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	20,050,000	170,626	20,220,626	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
2,970			
103,338		31,280	33,038
106,308		31,280	33,038

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	172,150	106,308	278,458
計	352,863	106,308	459,171

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	300,000	33,038	333,038
--------	---------	--------	---------

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

2. 雑入	346,706	31,280	377,986
計	346,747	31,280	378,027

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	103,338	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(推奨事業メニュー分)
2. 戸籍住民基本台帳費補助金	2,970	社会保障・税番号制度システム整備費補助金増
/		

1. 前年度繰越金	33,038	前年度繰越金増
-----------	--------	---------

9. 商工費雑入	31,280	物価高騰対策支援券販売収入
/		

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 戸籍住民基本台帳電算費	46,493	2,970	49,463	2,970		
計	202,757	2,970	205,727	2,970		

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

2. 商工振興費	51,959	167,656	219,615	103,338		31,280
計	153,860	167,656	321,516	103,338		31,280

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源	12. 委託料	2,970	01 戸籍住民基本台帳電算経費 12 委託料 戸籍振り仮名通知書作成委託料	2,970 2,970

33,038	10. 需用費	600	03 物価高騰対策支援券発行事業	122,235
	11. 役務費	5,571	10 需用費 消耗品費	600
	12. 委託料	7,005	11 役務費 郵便料 手数料	5,150 4,300 850
	18. 負担金補助及び交付金	154,480	12 委託料 物価高騰対策支援券発行事業委託料	7,005
			18 負担金補助及び交付金 物価高騰対策支援券発行事業交付金	109,480
			04 中小企業等光熱費高騰対策支援事業	45,421
			11 役務費 手数料	421
			18 負担金補助及び交付金 中小企業等光熱費高騰対策支援金	45,000
33,038				

議案第26号

下妻市教育委員会教育長の任命について

下記の者を下妻市教育委員会の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 中 山 均

提案理由

現下妻市教育委員会教育長である中山均氏の任期が令和7年3月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

## 議案第 27 号

### 下妻市教育委員会委員の任命について

下記の者を下妻市教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求め  
る。

令和 7 年 3 月 3 日提出

下妻市長 菊池 博

### 記

住 所

氏 名 赤 荻 由 美

### 提案理由

現下妻市教育委員会委員である赤荻由美氏の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

諮問第1号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年3月3日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 大 澤 敦 子

提案理由

現人権擁護委員である横倉和夫氏から令和7年6月30日をもって辞任したい旨の申出があったため、後任の委員に大澤敦子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。

履 歷

(略)